

山武市立図書館規模適正化計画（案）にかかるパブリックコメント 提出されたご意見と市の考え方

実施概要

募集期間 令和7年9月16日（火曜日）から令和7年10月17日（金曜日）まで
意見提出者数 46名

はじめに

多くのご意見をお寄せいただきありがとうございました。

合併後の約20年、市では行政基盤の強化と効率化を進めてきましたが、本市の予算規模は年々増加しており、近年では基金を取り崩しながら予算編成を行っています。このままで市民に身近な医療、福祉、ごみ処理、道路の維持や学校教育など、市民生活に多大な影響を及ぼすことが考えられることから、市では、さらに行財政改革を推進するため、令和7年3月に『山武市行財政改革推進基本方針』を定めました。

ご意見を受け、多くの方が3館それぞれの図書館に愛着をもってご利用いただいていること、教育委員会として、また関係職員一同大変有難く、嬉しく思いますと同時に、前述のように、施設の集約を進めなければならない状況になっていることを、大変心苦しく思っております。

ご意見の中にもありますとおり、教育は将来への投資であり、教育委員会はこれを推進する立場にありますが、市の財政と無関係に事業を展開することはできません。しかしながら、図書館は単に本を借りる場所ではなく、情報を得る場所、つながりが持てる場所、地元の小学生から高校生の自習場所、高齢者の居場所としての役割も期待されております。これらのことを行に留め、今回の集約化が単なる整理・合理化に終わらないよう、引き続き検討を進めてまいります。

今回いただいたご意見はそれぞれに想いが異なり、全てのご意見・ご要望にお応えすることはできませんが、中でもご意見等が多かった事柄や新たなご提案につきまして、以下に市の考え方を申し述べます。

○計画の妥当性等に関するご意見

山武市立図書館規模適正化計画（案）（以下、「計画案」といいます。）5ページ上段で述べておりますとおり、図書館の適正規模を直接規定する法令は存在しません。地方交付税の基準や、図書館法第7条の2に基づき文部科学大臣が定める「図書館の設置及び運営上望ましい基準」は絶対的な「正解」ではなく、あくまで地方自治体の判断の参考となり得るもの1つにすぎないと考えております。

また、他市町との比較や計画中の数値について恣意的である等のご意見がありました。

本計画案においては、比較対象の市町として、合併前の市町で建設した施設を引継いでいるという点において県内の合併市町を、また、地域性を考慮し近隣市町をそれぞれ選定しております。

記載しました数値については、本市教育委員会の独自の定義によるものではなく、いずれも公的な統計資料を出典とする（もしくは、それらの数値から単純な計算により導かれる）、比較可能な数値としております。

のことから、前述のとおり絶対的な「正解」が存在しない中で、今後の人口の推移等を見据え、適切なサービス水準を検討するための指標としては妥当なものであると考えております。

なお、計画案（4ページ）の「市民1人あたり経費」については図書館システム導入費を含んだ数値となっており、他市町における図書館システムに係る経費の扱いが不明であることから、比較可能性の点において問題があったと考えますので、お詫びのうえ修正いたします。

※松尾図書館の決算額が他の2館に比べて大きいのは、予算編成上、3館の共通経費（図書館システム導入費や保守管理委託料など、館毎に不可分なもの）を松尾図書館に計上していることによるものです。

○集約先についてのご意見

本計画案においては、集約後の本館の位置を、「貸出冊数」が最も多い成東図書館としています。

「貸出冊数」を重視しましたのは、他の機能（居場所や学習場所）は図書館以外の公共施設にもその機能を持たせることができ一方、「図書の貸出」は図書館特有の機能であると考えたことによるものです。

現在、図書館以外の自主学習スペースとして、成東駅前観光案内所や、松尾交流センター洗心館、また、交流拠点として、さんぶの森交流センターあららぎ館、松尾交流センター洗心館、蓮沼交流センターのほか、成東中央公民館やさんぶの森中央会館といった施設があり、これらの施設の有効活用を図っていくことも重要であると考えております。

また、成東図書館については書庫が不足する見込みですので、成東文化会館のぎくプラザの部分的な改修や教育委員会庁舎の既存の書庫を活用することを検討いたします。

なお、補足となります。来館者数は、各図書館の入口で機械により自動的にカウントしています。さんぶの森図書館については、都市公園内にあるという立地上、来館者数に相当数のトイレのみの利用者が含まれており、これにより最も来館者数が多くなっていると考えられます。

○学習場所、居場所、サービス・ポイント（※）の必要性

今回のパブリックコメントでは図書館に居場所や学習場所の機能を求めるご意見が多くありました。また、現在の図書館の場所にその機能を残してほしいとのご意見も多くありました。

のことから、今後、図書コーナーを検討するにあたっては、学習スペースや新聞等の閲覧スペース、子どもが利用しやすいペースとして、現在の図書館（松尾、さんぶの森）の場所を活用することを検討します。

また、特に松尾地区でご要望が多かった児童書等の配架についても実現に向け努力いたします。

なお、サービス・ポイント（※）についてもより多く設けられるよう、今後進展する市全体の行財政改革の取り組みの中で、職員のマルチタスク（複数の業務を同時に、もしくは、短時間で切り替えながら行うこと）による効率的な運営を検討します。

併せて、松尾地域については子どもの遊び場がなく、図書館がその代替としての役割を果たしているとのご意見がありました。

子どもの遊び場については、新たな公園整備等は困難であると考えますが、図書コーナーとの併設、既存の公民館や学校施設の活用等、教育委員会全体として地域のニーズを受け止められるよう検討いたします。

※サービス・ポイント

利用者に対して貸出・返却などのサービスが行われる場所。サービス拠点。

○移動図書館についてのご意見

移動図書館についてはその有効性について疑問を呈されるご意見が多くありました。

試行してはとのご意見もありましたが、試行であっても車両の購入（民間企業に委託等する場合は、当該企業の設備投資に見合う委託料やリース料の支払い）が必要となることから、性急な導入は行わず、ニーズが高い図書コーナーの充実を優先するよう検討します。

○電子図書館についてのご意見

計画案において集約の補完手段の1つとして挙げました電子図書館についても賛成、反対それぞれのご意見がありました。

ご意見にもありましたとおり、紙の本には電子図書では代えがたい魅力があることは事

実であると考えております。また、著作権や出版業界の存立の問題があり、タイトルも限られるという特性もございます。

のことから、計画案（15 ページ）においては当初は対象を小中学生に特化し、効率的に図書の充実を図ることとしたいと考えております。

○人件費に関するご意見

常勤職員について、人件費削減の努力がされていないとのご意見がありました。

他の方のご意見にもありましたとおり、合併時に 60,143 人（H18.4.1 時点）だった市の人口は現在、47,683 人（R7.4.1 時点）と 20.7 パーセント減少しています。また、常勤職員数についても「定員管理計画」に沿って削減を進めており、合併当時の 561 人（H18.4.1 時点）であった常勤職員数は、マイナンバー関連業務や定額給付金、近年では小中学生の 1 人 1 台端末（パソコン）の導入・運用など、国の義務付けによる業務が増加する中、現在では 451 人と、合併時から 110 人（19.7%）減少しています。今後、人口減少とともに税収の減少が進めば、さらに常勤職員数を削減する必要があります。

そのような状況の中、これまで市では、館を維持するために多くの常勤職員を配置してきました。

今後、常勤職員数を削減するにあたっても、図書館には書架への配架やレンタルサービス（利用者の求めに応じて、情報や資料を提供するサービス）等、機械で代替できない業務が多くあることから、現場で働く職員の健康と安全を守るため、最低限の職員数を置くことについてはご理解をお願い申し上げます。

○開館時間や日数に関するご意見

開館時間の延長や変更については、計画案（10 ページ）にもありますとおり午前中や日中の利用が少ないといった状況ではないこと、また、前述のように職員数減少の局面にあることから、大幅な延長や夜間へのシフトは困難と考えておりますが、ご利用者のご要望やかかる経費等を考慮し、検討いたします。

また、開館日数を週 2 日ないし 3 日にするなどして 3 館を運営してはといったご意見もありました。

のことについては、施設管理費や図書館システム関係費等を考慮すると有意な経費削減は困難と考えております。また、週 2~3 日の開館日は、利用者にとっても混乱を招きかねないことに加え、少ない人員では土日休日のみ 3 館を開館するといったことも困難となりますので、結果として不公平感を生み、サービス低下につながるものと考えます。

図書館を利用しない納税者との公平性の観点から利用者負担にしてはとのご提案もありました。このような「受益者負担」の考え方は、利用者が限定される施設に共通する原則的な考え方であると承知しておりますが、公立図書館については、図書館法第 17 条により入

館料の徴収が禁止されていることから、入館料以外でご支援をいただける方法があるかについて、今後、研究してまいります。

また、サービス継続のためボランティアとしての協力をお申し出くださるご意見もあり、大変有難く拝読いたしました。図書館の業務をお手伝いいただくことについては、作業中の転落等の事故のリスクや利用者の個人情報保護等、克服すべき課題もありますが、今後、お申し出くださった方々やボランティア団体の方々と対話し、検討してまいります。

○図書館の新たな機能や地域の学校図書館の利活用に関するご意見

図書館は静かに本を借りるところというイメージを変える必要がある、若い世代が利用しやすい施設としての喫茶スペースや学習スペースを併設してほしい等のご意見がありました。

一方で静かな環境を望む方もいらっしゃいますので、集約後の本館では、既存建物の構造を生かし静かに読書をされたい方のゾーンと、子どもや友人と気兼ねなく利用できるゾーンを分け、飲食可能なスペースを設けることを検討します。（なお、ご意見の中にありましたフリー WiFi はすでに 3 館ともご用意しております。利用方法につきご不明な点は図書館職員にお尋ねください。）

また、学校図書館（図書室）が利用しづらいという市内小学校児童からのご意見や、学校図書館を地域に開放してはとのご提案がありました。

学校図書館については、子ども教育課より図書支援員を派遣し運営を支援するとともに各学校に対して利用しやすい環境をつくるよう指導してまいります。また、図書館は選書に関するアドバイスやリクエスト本の配達等、引き続きその運営に協力してまいります。

なお、地域への開放についてですが、これまでも全国各地で学校への不審者の侵入や痛ましい殺傷事件があったことから、教育委員会では、市内の各小中学校に対し児童生徒が在校する時間帯は閉門するよう指導しております。また、教職員の正規の勤務時間が午前 7 時 55 分から午後 4 時 25 分まで（一部異なる学校があります）であるため、教職員の働き方改革をすすめなければならない立場から、児童生徒下校後の開放も困難であると考えております。

山武市立図書館規模適正化計画（案）に係るパブリックコメント

意 見 詳 細

意見については個人情報記載部分を除き原文のまま掲載しています。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している 2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している 4. 市内に存する学校に在学している 5. 市に納税義務を有している 6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している
--------------------------------------	--

個人の場合	氏名	
	住所	旧松尾町地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
	松尾小学校の(学年・お名前)です。 ぼくは、図書館の本がすごく(×100)読みたいです。 手紙を書いている今も、読みたくて読みたくてたまりません。松尾図書館のいいところは本の場所がよみとりやすいこと、おもしろい本がたくさんあること他です。何より、松尾図書館の駐車場は広くて、スペースがありますが、成東図書館の駐車場はせまくて、駐車場問題でトラブルが起こると思います。松尾小学校の図書室は、全然利用されていないので、松尾図書館がなくなったらみんなが困ると思います。成東図書館より、松尾図書館の方が近いので、本をたくさん読みます。読む時間がなくなってしまいます。好きな本は、ドラえもん、ワンピースなどですが、まだ読んでいない本がなくなるのは悲しいです。

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している 2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している 4. 市内に存する学校に在学している 5. 市に納税義務を有している 6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している

個人の場合	氏名	
	住所	
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	旧松尾町地域

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
	<p>図書館は、松尾に越してきてから利用しております。光町迄は遠かったので地元に、しかも広いスペースの図書館ができて良かったと嬉しかったことを今も覚えております。我が子だけの利用ではなく、読み聞かせボランティアや仕事においても利用したり、休日はひとりの時間を過ごす場所として利用したりしています。</p> <p>少子高齢化による財源の不足、諸々の理由により合理化をはからなければならぬのでしょうか、地域社会の消滅により、各世代が孤独感を強めている社会現象のなかで、0歳～お年寄り世代が利用でき、かつ会える場所は不可欠です。ITセンター2階の現松尾図書館の存続の為に、あらゆる手段を考えてほしいです。</p> <p>1案として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松尾の住民だけでなく他の地域の住民が利用できる施設内容として、ITセンターの運営を考える。 ・図書館の入会費については、有償ボランティアの高齢者の活用(雇用)3名～5名(1組)として、負担の少ない勤務。 ・子ども達の集いの場と大人(高齢者利用)のスペースを図書館の並びに設ける。 ・民間にスペースを貸して、軽食、飲み物(コーヒー、ジュース他)など提供する

それには、松尾町だけでなく山武市の各地域に企業を呼び込むことも考えてみてください。

人 経済 自然 文化

これからの中も達の未来を考えて、熟慮断行お願いたします。

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している 2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している 4. 市内に存する学校に在学している 5. 市に納税義務を有している 6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している

個人の場合	氏名	
	住所	旧松尾町地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 の 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
	<p>・保育者として仕事をしている中で、身近に図書館があることは保育に使用する絵本や紙芝居などを気軽に借りることができ、とても助かる。</p> <p>・また、図書館があることで子どもや親子が本に触れる機会を作れるとともに本から広がるコミュニケーションもあるため、身近な図書館はこれからの子どもの成長のためにも残してほしいと思う。</p>

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している 2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している 4. 市内に存する学校に在学している 5. 市に納税義務を有している 6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している
--------------------------------------	---

個人の場合	氏名	
	住所	
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	旧松尾町地域

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
	・文化的施設の必要性を強く感じます。 同時に近くに存在することの重要性も、強く感じます。 廃止されることのないよう、よろしくお願ひいたします。

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している 2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している 4. 市内に存する学校に在学している 5. 市に納税義務を有している 6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している

個人の場合	氏名	
	住所	旧松尾町地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
	<p>近所にあって大変助かりましたが、運営していくのも手間かと思いますので、合併良いと思います。</p> <p>その分、本の種類が豊富になったり、リクエスト本や取り寄せ予約も十分にできるようになったりすると嬉しいです。</p>

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している 2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している 4. 市内に存する学校に在学している 5. 市に納税義務を有している 6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している

個人の場合	氏名	
	住所	旧蓮沼村地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 の 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
	<p>最寄りは蓮沼交流センターですが、車で 10 分程度だったので松尾図書館をよく利用していました。交流センターよりも規模が大きく、本も多いので、縮小されると困ります。</p> <p>また、小さい子どもとバスに乗って図書館に赴くのもとても丁度良い立地、規模です。子どももバスに乗って図書館に行くのをとても楽しみにしていました。子どもが大きくなったらこの図書館で勉強したりするだろうなと思っていました。</p> <p>図書館の司書さんの展示もとても良かったです。</p> <p>老若男女、この場所に必要な図書館だと思います。</p> <p>本は財産です。図書館の程度でその町の治安や人々の知能や常識、民度が反映されると思います。なくさないでください。</p>

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している 2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している 4. 市内に存する学校に在学している 5. 市に納税義務を有している 6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している
-------------------------------	---

個人の場合	氏名	
	住所	
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	旧松尾町地域

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

法人その他の団体の場合	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
	<p>・規模縮小は致し方ないと思いますが、維持していただきたい。勉強のために使用させていただいている。</p> <p>・子どもたちが本に親しむ空間としても、学生から大人が静かに勉強する空間としても、残していただきたい。</p>

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している 2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している 4. 市内に存する学校に在学している 5. 市に納税義務を有している 6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している

個人の場合	氏名	
	住所	旧松尾町地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
R6 年度第1回 総合教育会議 7ページからの 生涯学習課長 発言	<p>・「成東図書館の貸出冊数が多い要因」について 利用者の利便性は決して高くありません。周辺に民家が多く、またのぎくプラザや保健福祉センターなどに近いため、その利用者が行事等の前後に立ち寄ることと、市役所職員の昼休みの利用もあるものと考えられます。</p> <p>駅が近くて、交通アクセスが良いというのは、全く当てはまりません。</p>
同上 9ページ 企画政策課長 発言	<p>・「蔵書の規模が入館者及び貸出冊数に影響」 ある程度はそうだと思いますが、必ずしもその通りとも言えません。市内3館は貸出等連動しており、他館の本を取り寄せて借り受けることもできています。入館者と貸出数は必ずしも連動していません。規模ではなく、影響するとなればラインナップ等でしょう。</p> <p>「人件費についての諸発言」 任用職員よりももっと高額に支払われている人員がいるはずです。削減されるべきは任用職員にかかる費用だけではありません。本の購入等、費用の削減努力はこれまで</p>

	もされていましたが、人件費削減に対する努力はこれまでにされていたでしょうか。増えるがままに支払っていませんでしたか。人件費がかかっている、嵩んでいるということは、業務内容にも工夫すべきところがあるはずです。今回の提案資料は、そこが全く不明となっていますため、案と認めるには不足です。
同 15 ページ 伊藤委員 発言	「開館時間についても…」 賛成です。せっかく3館あるのに開館、休館日が同じで、時間も同じなので利用者は不便を感じています。これは公民館も同様です。 開館時間や曜日を工夫することによって、光熱費や人件費の削減は叶うと思います。 利用し易い図書館、公民館にしようとする努力は必要ですし、その努力の結果も提案資料にすべきと考えます。
山武市図書館 規模適正化計 画資料 6ページ	3. 山武市立図書館の適正規模 (2)施設面の適正規模 3館あるものをいきなり1館体制にというのは、あまりにも乱暴すぎませんか。
8ページ	4. 集約先の検討 (1)山武市の図書館の状況 3館の現在の蔵書について“特色ある運営”と書かれ、各図書館の本の特色について述べられていますが、会議録に記されている特色と違っているのはどういうことですか。生涯学習課長の発言との違いがあります。 実際に、こう書かれてはじめて、そうだったのか？そんなラインナップになっているのか？と、利用している者としては、はつきり言ってわかりません。その程度のぼんやりした特色でしかないです。
12 ページ	4. 集約先の検討 (5)ロードマップ マップ内に図書館協議会意見聴取とありますが、どこの誰が協議員なのか不明です。報酬も得ているはずで、市民の代表として委員をしている以上は広く市民の意見を集め、協議会へ持ち込むべく働いてくださっているのでしょうか
13 ページ	5. 図書館機能の維持 (2)移動図書館 不要と考えます。車両の購入、ドライバー確保、かえって費用が嵩むはずです。 また、東金市、八街市のように人口の集中した住宅街や、ショッピングセンター等もないため、山武市にとって、車両が回ってきてても集まる人数は多くないはずです。 移動スーパー等の集客等も参考にすべきです。なんなら移動スーパーに同行するくらい、または移動スーパーの車に載せてもらうくらいで、トライアルしてみてからにした方が。

資料外 個人の意見	<p>生まれ、育ち、現在まで松尾町に在住の私としては、平成の市町村合併の前に、旧松尾町が町民のために整えた施設、設備を別の用途に転用するのは許しがたいです。</p> <p>運動公園のこと、駅周辺の公園のこと、なくすことは松尾町の住民には受け入れ難いものと取れると思います。</p> <p>特に図書館については、町民が待ち望んでいたものであり、明るく広々とした空間と、子どもたちのための赤いお屋根の本の家、NYL 松の実のまつのみくん、とても嬉しくて、こんなに田舎の小さな自治体でも、こんなに素敵な図書館がある、と自慢できるものです。</p> <p>駅からも近く、学生だけでなく資格取得のための勉強など、大人にとっても学びの場所です。</p> <p>今、私の家の近くには新築の住宅が増えていて、建ち、売り出されればすぐに売約済の札が出来ます。入居者が入れば、軒先には小さなお子さんの洗濯物が下がっています。駅近く、学校やスーパー、医院や郵便局、信金、こども園こそ遠くへ行きましたが、人が生活するのに必要なものがほとんど全て歩いて行ける範囲にあり、子育てにはこんなに恵まれた場所はないと思います。新しく転居してくる人も、そういう環境を知って転居して来ていると思います。</p> <p>せっかく生活を初めてみたら、あの図書館がなくなる…と知ったらがっかりされるでしょう。過疎化が進むという中で、せっかくの新住民を落胆させるような選択をする市政を、古くからの住民が見過ごすことはできません。</p> <p>図書館は、利用者が多いから置くものではなく、誰でもいつでも来てください、と市民に開かれている場所であるべきと考えます。</p> <p>資料を見ると来館者数や貸出数、他市との比較、人口比などの数字が多く出されています。図書を有料で貸し出し、入場料で利益を得ている訳ではないので、この数字には意味がないと思います。強いて言えば、これらの数字は減館をまず見据えての言い訳のような資料づくりがされていると取れます。</p> <p>本当に減館しなければならない理由は何でしょうか。資料からは人件費が嵩みすぎていることがたびたび表現されています。ですが、これまで人件費を削減できるような努力があったかどうかの資料が全くありません。図書購入に関しては、雑誌類がどんどん減っていったり等、目に見える館の努力があったと思います。</p> <p>経費削減を言うのなら、その中でも任用職員の人件費が多すぎるというのなら、任用ではない正職員の削減も考えるべきです。仕事をしない、週に数日いるだけの職員が任用職員より高額支払われているはずです。</p> <p>また維持管理費という方向からいえば、3館ともが同じ開館日、開館時間なのも変化を持たせることで光熱費面にも変化は出ると思います。例えば、週に3日ずつの開館日を3館で分轄するとか、貸出できる日や時間を限定するとか、工夫はいくらでもあります。任用職員を多く雇わなくてはならない運用を見直すなら、学校への定期配本もやめればいいです。この点を他市町村の図書館と比較して考慮しないことも、資料として不足があると考えます。</p>
--------------	--

他の市町村と比較することについては、他にも問題があります。
人が集まるショッピングセンターや大型施設、大規模住宅街のない山武市で、移動図書館の運用はどうでしょうか…それこそ、車両の配備やドライバーの確保、図書の入替に人手、ますます費用が嵩みます。

どの市に図書館が何館、図書室が何室、と比較するのは同じようにしたいからでしょうか。例えば横芝光町の図書館が1館だからといって、あの美術館のような併まい、内容の充実。比べるのは無意味でしょう。逆の発想で、せっかくこれまで持っている図書館3館を、市の自慢として外へ発信することもできるのではないかでしょうか。他の市町村にわざわざ揃えることはありません。山武市のセールスポイントとして活かせば、別にしているパブリックコメント募集の、都市計画についての都市づくりの基本方針にも添つたものになるように思います。

駅、学校、図書館、スーパーの揃っている松尾駅周辺に田畠を手放す人が出てきて、ようやく若い世帯が集まり始めているときに図書館をなくして老人福祉センターに社協を入れることが正しい判断とは言えません。

図書館空調工事中に、ベビーカーの赤ちゃんとお母さんが図書館に訪れて、帰つて行く姿を何人も見ました。工事中で閉まっているという情報の発信さえも満足ではなかった事を、知つていただかなくてはなりません。

重ねて言えば、この工事中すでに社協、老人福祉センターへの転用を見据えた工事となっていたのなら、市民を欺く行為として問題であるとも言えます。

市は、教育委員会、他の部署、もろもろの業務をバラバラに動かすのではなく、それぞれが連携していかないと困ります。

財政困難なのは、よくわかります。高齢化も、少子化も。それでも、明らかに無駄遣いと言えるところもたくさん見えます。資金が余るなら、足りないところへ回して活用してください。千葉銀の移転、高級な消防自動車、石碑の建立、それができるのなら図書館の維持もできると思います。

ITセンターは、町の保健福祉の場所として図書館とともに建てられたのに、視聴覚室、調理室など、市民の利用ができなくなって久しいです。市の保健福祉部門が「本庁と遠くて業務に支障が出る」という理由で出て行ってからです。立派な設備が使われないままの時間が長いです。教育委員会は、旧松尾町役場に入ったのち、同じく「本庁と遠くて業務に支障が出る」と、市役所そばの建物を購入して転居してきました。社協は、老人福祉センターは、同じように本庁と近い方が良いのではありませんか。現在の建物が古く、移転したいのなら千葉銀ではなく、こちらを作ればよかったのではないかでしょうか。20周年の市制など、石碑を建てるほどのことではありません。

松尾交流センター洗心館を作るとき、子どもたちの遊べる遊具を求めましたが、松尾こども園を開放しているからそこへ行くよう言われ、却下されました。今は、松尾こども園は遠くへ行きました。子どもたちは、どこで集まって遊べばよいでしょう。どうせ子どもが少ないので不要だと言っているのでしょうか。市の教育に関わる教育委員会がそう考えているのなら、本当にこの町もおわりです。

「何もかも成東へ持つて行かれる」と松尾のお年寄りたちは言います。その通りだと思

います。松尾が過疎化したのなら、市制のせいだと思います。

パブリックコメントとして意見を求められたので述べています。もう決定されて形ばかりの、跡を残すためのコメント募集であるとしても、何も述べずにはいられませんでした。

図書館の話に戻すと、費用の削減を目的として館数を減らすのはまず反対です。

もし万が一、どうしても減らすのであればまず1館、成東を減らす案を提案します。山武と松尾はそれぞれもっとコンセプトを前面に出し、例えば「森の図書館 山武」「大地の図書館 松尾」などとしてリニューアル(建物工事なし、蔵書と展示の工夫)。成東は駅からの遠さもあり、高校生など電車の待ち時間に利用できず不便。駐車場もなく、バス利用も非現実的。大規模書店も近くにあり、近隣の住民が本に触れる機会は減りません。

成東図書館の跡地に社協、老人福祉センター入居。本庁に近く便利。成東公民館ものぎくプラザ、社協等と合体で集約。成東図書館の蔵書は松尾、山武に振り分け。一部は駅横の観光案内所に図書室として蔵書。借貸機能もそこへ一部残す。

施設のリフォームなどを考えても、費用削減をうたうならこの程度が適していると考えます。

資料を見て、ひとりあたり貸出冊数で、未就学児の年代が一番多いこと、またその親世代が二番目に多いことに、希望が見えたと感じました。

市内小学校での朝読時間に読み聞かせボランティアをしている者としても、いつでも来館を待ってくれる図書館を減らそうという考え方には反対です。学校に行けない、行きたくない子どもの居場所としても、広く開かれているべきです。

もう決まったことに何を述べても変わらないから、とコメントを出さない人も多くいる中、あえて想いを書きました。読み聞かせボランティアをしている仲間の中にも、仕事もあり多忙でコメントが出来ない人もいます。その人たちの想いも乗せて書きました。

再検討を切に願い、市民の意見をきちんと活かす決定がされるよう、協議会の方、見直しも含めてコメントを書き、要望といたします。

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している
	2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
	3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している
	4. 市内に存する学校に在学している
	5. 市に納税義務を有している
	6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している

個人の場合	氏名	
	住所	旧山武町地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
	<p>松尾図書館は5歳と2歳の子どもとよく利用しています。子どもエリアと大人エリアが分かれているので、助かります。</p> <p>成東は館内が狭いので気を遣いますし、子どもの部屋と、絵本のエリアが離れているので使いにくく、駐車場が少ないので満車になっていることがよくあります。</p> <p>成東に集約されると非常に困ります。</p> <p>さんぶの森も扉が閉められる子どもの部屋がとても使いやすいです。蔵書も多いですね。</p> <p>統合ではなく縮小で、このまま維持していただきたいです。</p>

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している 2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している 4. 市内に存する学校に在学している 5. 市に納税義務を有している 6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している

個人の場合	氏名	
	住所	旧松尾町地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 の 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
	<p>いつも市民のこと、山武市のことを考え、動いてください感謝申し上げます。</p> <p>この度、図書館の統合の話を聞きました。とても残念に思います。図書館は本を読んだり、借りたりするだけでなく勉強場所に使用している学生や、小さなお子さんと親御さんが活用されたり、子育てにも大切な場所になっています。松尾は商店街のお店がなくなり、人が集まる場所、楽しむ場所、交流できる場所がなくなってしまいました。</p> <p>図書館は、人と人とがつながる大切な場所でもあります。</p> <p>子どもの人口がどんどん少なくなっている今、この市の将来を支える子どもたち、育てる親が住みやすくなれば、山武市に住みたいと思う人は少なくなる一方ではないでしょうか？</p> <p>また、松尾町の図書館は次の利用がすでに決まっていると聞きました。それなのに今、HP(市の)でパブリックコメントを募集しているのはなぜなのか？気になりました。</p> <p>運営側の立場でないとわかりませんが、図書館の維持のために必要なこと、人件費などもかかり問題もあると思います。</p> <p>でも図書館をなくすということは本と出会う機会を街の全ての人から奪うこと、自由に本</p>

に触れ、学び心を豊かにする場を失ってしまうということです。
失った場所は二度と戻りません。

昔、図書館がないところはバスで移動図書館が来るのを楽しみにしていました。その後、図書館ができて、本を借りるだけでなく、人と人が会える居場所にもなってきました。

これから山武市を支えていく子どもたちや、親、これまで市を支えてくださった高齢者の方々が集い、楽しみ、人と人が出会う居場所づくりは費用(お金)では得られない重要なことではないでしょうか?

市長のご公務の大変さは私たち市民には計り知れず一方的な発言になってしまい、申し訳ありません。

ぜひ一度、図書館の現場を見たり、市民の声を聞いていただけないでしょうか?

人が楽しく、住みやすい、子育てしやすい、よりよい山武市になることを祈り、微力ながら動いています。

図書館、市民の居場所はそれぞれの地区に。

維持をどうかよろしくお願ひいたします。

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している
	2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している	
4. 市内に存する学校に在学している	
5. 市に納税義務を有している	
6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している	

個人の場合	氏名	
	住所	旧松尾町地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
	<p>私は 2024 年に市外から山武市に転入しました。小学校の近くに図書館があることは、この地域を選んだ理由のひとつで大きな魅力でした。しかし 2024 年7月から空調設備の不調により臨時休館となり、再開は 2025 年7月。ようやく利用できるようになった矢先に統合化の計画を知り、大変残念に思っています。</p> <p>現在は週1回ほどのペースで子どもと利用しています。特に小学生の子にとっては、1 人でも行ける大切な居場所でした。松尾町には児童館や公園が徒歩圏内になく、放課後や休日に安心して過ごせる場所がありません。子育て世代にとって居場所の確保は重要であり、松尾図書館はその役割を担ってきたと考えます。統合化の話を伝えると、子どもも大切な場所がなくなると感じたのか、目に涙をためて残念がっていました。</p> <p>計画案には「将来にわたって持続可能で魅力あるまちづくり」とありますが、統合化はむしろ地域の魅力を削ぐ施策と感じます。図書館は本を借りる場所にとどまらず、思い立ったときに立ち寄り、本と出会い学びを広げる文化拠点であり、子どもの健全育成や住民の学びを支える施設です。移動図書館も一定の役割は果たしますが、決まった時</p>

	<p>間に合わせる必要があり、この価値を補うことはできません。</p> <p>統合理由として旧松尾町の過疎指定が挙げられていますが、文化施策を縮小すれば地域の魅力は一層失われ、過疎を助長しかねません。本来は図書館の維持や充実こそが「住み続けたい」と思える環境を支え、過疎対策に資するはずです。</p> <p>また、慶應義塾大学と京都大学の研究では、蔵書数が人口あたり1冊増えるごとに高齢者の要介護リスクが減少することが示されました。図書館や蔵書の充実は健康長寿のまちづくりに資し、計画案との理念とも整合します。したがって、図書館を減らすのではなく、身近に維持、充実させることこそ持続可能性の基盤と考えます。</p> <p>松尾図書館の存続を強く望みますが、どうしても統合が避けられない場合には「図書コーナーの導入」を必ず実現し、一定の蔵書、学習スペース、児童書コーナーを揃えてこそ「図書館機能の維持」と言えるでしょう。統合化以外の工夫として、民間との連携や開館時間、曜日の工夫、地域ボランティアとの協働などにより運営コストを抑える方法を講じれば、松尾図書館を地域に残すことも十分可能だと考えます。</p>
--	--

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している
	2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
	3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している
	4. 市内に存する学校に存学している
	5. 市に納税義務を有している
	6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している

個人の場合	氏名	
	住所	旧松尾町地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	
※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。		
法人その他の団体の場合	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
	<p>退職後、図書館で複数の新聞を読む事を余生の楽しみとしている者にとって、個人的には図書館の統合は残念と言わざるを得ません。しかし、客観的見地からは、人口減少に伴う市の収入の減少に依る公共サービスの見直しは、致し方なしとの思いがします。統合されるとしたら、成東図書館に集約されるのが、地理的(松尾と山武の中間)にいっても、利用者や貸し出し数の多さからいっても妥当と考えます。今後は減少する予算の中、移動図書館、図書コーナー、学習室(部屋を多目的に使用する事で学習室の常時確保)、IT活用(メールによる質疑応答や要望の受付)等、定期的な検討が必要と考えます。</p> <p>根本的には市政に骨太の改革を行い、特に人口減少をどう食い止めるか(例えば人口減少対策課の設置等)に重点を置いた対策が必要と考えます。</p>

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	① 市内に住所を有している
	2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
	3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している
	4. 市内に存する学校に存学している
	⑤ 市に納税義務を有している
	6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している

個人の場合	氏名	
	住所	旧松尾町地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	
※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。		
法人その他の団体の場合	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
	<p>山武市教育委員会 殿 当該パブリックコメントに応募致します。</p> <p>2025年10月10日</p> <p>山武市立図書館規模適正化計画（案）について</p> <p>山武市民</p> <p>日頃、図書館を利用して頂きまして感謝致します。 この度、大変興味深い内容の計画案を発行・公開して頂き、資料を通じて図書館や図書館で働く方々の意義やありがたみについて再認識することができました。 以下に、意見を記載します。</p> <p>1. 説明にあたり、 -本計画案は、何らかの教育委員会及び市の財政的課題がうかがえるところ、人口減少傾向における市財政悪化を想定し、「第3次山武市総合計画」基本構想において移住等の人口増を目指す意図が見られることから、市内で生活するための収入について市内における雇用等の収入機会の維持または創出が重要であることを、本意見及び説明は前提としている。 -また、本計画案の妥当性を評価するため、地区や人物像を特定して説明しているが、差別する意図は無く、市民が地域を超えて公平に図書館機能を利用することができるよう考慮したものである。</p>

-本記載は、公開された「山武市立図書館規模適正化計画（案）」の内容について市民の視点から、その妥当性を評価し、意見するものであって、その内容において教育委員会の有り様や責任を追及する性質のものではない。

教育委員会職員、市民及び図書館で働く者を含め、不幸な結果にならないことを追及するものである。

尚、公務員による公文書における虚偽の説明は、行為の内容や状況に応じて刑事罰（虚偽公文書作成罪など）や懲戒処分（減給、戒告、停職、免職など）の対象となり得ます。

2. 概観

計画案は、教育委員会と市が抱えた財政課題の対応と考えられ、その計画案も初年度から、赤字となる計画となっており、この赤字はどの予算から穴埋めするものか知るところではないが、市の財政に負のスパイラルを形成するものとなっている。また、その原因を人口減少に基づく仕方のないものとしている。

根本的な問題は市の従来型の投資の計画性と市の収支バランスにあると考えている。

計画案は、創作力として評価できるが、前向きな点は観られず、教育委員会の経営資源（人・物・金）を削減するもので、他の予算負荷の一時凌ぎになるかもしれないが、市民や教育委員会の為にはなりえない。また、図書館に係る予算の復活の理由は見いだせないものと考えられる。

尚、教育委員会は、計画案が実行される前の現在に於いて大変幸運にも図書館職員にアイディア創出力等課題解決のプロセスに対応できる貴重な人材が揃っており、市の新たな収入に貢献することも可能と考えられる。

持てる資源を投資して社会教育の場における課題解決支援の成果を期待してもよいと思われる。

社会教育を推進すべき役割を担う教育委員会が、正しい根拠を示さず図書館を閉鎖するというファシリティマネジメントの判断を下すことは、その適切性が厳しく問われる行為であり、大きな矛盾をはらんでいる。

・教育委員会の役割とファシリティマネジメントの矛盾

2.1 社会教育の推進と施設閉鎖の逆行

教育委員会の役割：教育委員会は、社会教育法に基づき、図書館や公民館といった施設を活用して、住民の学習機会を提供し、文化の向上を図る責任を負っている。

施設閉鎖との矛盾：図書館は社会教育施設の中核であり、閉鎖は住民の学習機会を奪い、社会教育の土台を切り崩す行為です。教育委員会自らがその機能を縮小させることは、本来の役割に逆行する行為とみなされるものである。

2.2 公共施設マネジメントの「目的」の誤認

ファシリティマネジメントの本来の目的：公共施設マネジメントは、単なるコスト削減が目的ではない。限られた財源の中で、施設の「機能」を維持・向上させ、住民サービスを最適化することが本来の目的です。

山武市計画案の問題：図書館2館の閉鎖と、読書スペースのない移動図書館への代替案は、コスト削減を最優先し、サービスの質や学習機会を犠牲にしていると見なされます。これは、ファシリティマネジメントの本来の目的から極端に逸脱している可能性がある。

2.3 住民の合意形成と説明責任の欠如

適切なマネジメントの要件：適切なファシリティマネジメントには、住民や議会への十分な情報提供と、丁寧な合意形成のプロセスが不可欠とされています。

計画案の不透明さ：財政面のみを強調し、サービスの質の低下やコミュニティ機能の喪失といった負の側面への説明が不十分な場合、住民の理解を得ることは困難です。特に、教育を司る機関が、住民の学習機会に直結する施設を閉鎖する際には、より高い水準の説明責任が求められるものである。

2.4 理念と実態の乖離

教育基本法との整合性：前述の通り、教育基本法は生涯学習の機会保障を定めています。教育委員会が、この理念を実現するための最前線である図書館を閉鎖することは、理念と実態の間に大きな乖離を生じさせます。

「望ましい基準」への背反：文部科学省が定める「望ましい基準」が、住民の利便性やサービスの継続性を求めていることに対し、施設の縮小はこれに逆行する判断となりえる。

2.5 違法性

図書館予算や運営に関する規模については、地方自治体が自主性を持って決定すべきことであり、計画案の開示とパブリックコメント募集によって適切な手順により市民に説明と評価を求めているので、現時点において違法性は無いと考えられる。

一方、適正規模の設定に当たり、その予算の額を地方交付税の計算に委ねるものであり、地方自治体の自主性を欠くものであり、教育委員会が自信に課された使命を放棄する極めて不適切であると考えることができる。

ファシリティマネジメントの適応の根拠の説明において、2館を閉鎖としたうえで図書館機能を維持するという実態が伴わない独自の解釈を加えたうえで、各図書館の利用率を低く、地方交付税（法）の説明に「1館」を加えて説明しているのだから、公文書における虚偽説明への該当性が有りうる。

・結論

山武市教育委員会が、ファシリティマネジメントを理由に図書館2館を閉鎖することは、社会教育を推進すべき機関としての役割に反する行為であり、適切性に欠けると言わざるを得ません。コスト削減は行政運営上重要な課題ですが、山武市の財政力が現状ひっ迫している状況といえず、それは住民の学習機会や地域のコミュニティ機能といった、より重要な価値を犠牲にしてまで追求すべきではない。

市民としては、教育委員会に対して、単なるコスト計算だけでなく、社会教育を推進する責任を再認識し、住民サービスの維持・向上を目的としたマネジメントを行うよう求めます。

併せて、パブリックコメントを確認したうえで、パブリックコメント募集期限を起点とした適切な時期までにその結果の公表を求めます。

詳細説明

3. 計画案について

計画案は、市が策定した「第3次山武市総合計画」の基本構想を含む「1. 計画の趣旨」に反し、3館すべての図書館の利用率を下げて評価し、更に実態に則しない「国の基準」または「国の想定する基準」を市の予算基準と設定して適正規模の合理的な根拠を示しておらず、直接的に市民の過半数が負の影響を受けるもので、市及び市民の将来を守るものでもない。

また、計画案は、図書館で働く者の解雇または異動なしには実現不可能であり、解雇が実行されれば不当解雇に当たると思われる。

さらに、痛みを伴う異常なコストカットを含む計画案が実行されても新たな財政負荷（赤字）を創出し、将来に渡り財政負荷を増大させる性質のものである。

「山武市立図書館規模適正化計画（案）」は、正当な根拠が無く、持続不能な計画であり市民への影響が大きく極めて不適切といえる。

山武市立図書館規模適正化計画（案）（以下「計画案」という）は、図書館に係る適正規模を費用実態に沿わない「国の想定する基準」及び / 又は「国の基準」とし、恰もそれが当然であるかのように資料を作成して、計画案としている。

尚、周辺市町の費用実態から求められる適切に選択した平均費用は「国の基準」の3.5倍であり、当市の（繰り越しによる「図書館システム導入費」を除いた）図書館3館運用の通常年間費用は、同基準の3.4倍に相当し、現在の予算は、至って平均的で適切な予算で、適切に設定されている。

更に、各図書館の利用率を低くなるよう算定し、周辺図書館と比較して利用が少ないと

誤った評価に基づいて計画案の根拠としている。

利用率の説明については、それぞれの図書館にそれぞれの利用圏域を考慮せず、市民全体の人口数で割り、個々の図書館の利用率を巧妙且つ、不正な計算にて下げて見せ、図書館閉鎖の理由の説明に用いている。

そして、人口減少問題など市が課題として取り組むべきところ、「第3次山武市総合計画」基本構想とは真逆の方向であり、雇用機会を減少させ人流を止め社会構造的に経済効果に悪影響を与えるものである。特に基盤産業を持たない当市を含む地方自治体においては、その重要度は高く、端的言えば、雇用を増やし市内外問わず人流を高める代替案又は予算削減分の計画的使途の合理的説明がなければ本計画案は、不透明な予算を含む計画として否定されるべきである。

1ページ「1. 計画策定の趣旨」に合致せず、人口減少予測に先んじて市の過疎化を進める案といえる。

(表1 計画案における根拠の重大な誤り)

	各館の利用状況	図書館の数
	3ページ ②運営状況 表中 4ページ 他市と比較して「 <u>3館とも年間1回未満の利用となっています。</u> 」の参照先	5ページ中ごろ
誤	市民1人当たり来館数(回) 山武市成東図書館 : 0.66 山武市さんぶの森図書館 : 0.86 山武市松尾図書館 : 0.77	地方交付税の算定における100,000人当たり1館、維持管理経費(人件費含む)は86,507千円とされ・・・
正	各館の利用圏域での利用率(来館数/利用圏人口) 山武市成東図書館 : 1.48(成東地区) 山武市さんぶの森図書館 : 2.59(山武地区) 山武市松尾図書館 : 4.08(松尾地区) 山武市松尾図書館 : 2.84(松尾+蓮沼地区)	地方交付税の算定において図書館の数は設定されていない。

各図書館は、一定の利用率があり、老朽化も無いとされることから、ファシリティマネジメントの対象に当たらず閉鎖する理由が無い。

地方交付税の計算に図書館の数は含まれていないのだから、1館が適正とする根拠もない。

「山武市立図書館規模適正化計画(案)」に目標とする適正規模が示されていないため、不適切な計画と言える。

計画案の示すデータを解析すると、人件費を含めた図書館運営費用は、平均的であるものの、施設維持にかかる費用が平均の半額以下と安くなっている。

その結果、人件費が目立つ内容と理解できる。

これには、コストパフォーマンス向上で対応できる可能性がある。

教育委員会は、図書館が求められている「情報提供サービスを通じ地域が抱える様々な課題解決の支援」に対応して、計画案が示す人口減少問題その他に図書館の人材を投入し図書館の場にて「検討会を開く」等対応に当たるべきである。

幸いにも、情報収集、情報理解、アイディア創出、報告書等のまとめる力、市民への対応等、課題解決に必要な能力の極めて高い人材が揃っている。

課題解決型市民フォーラムの開催(試験運用)等市を支援する策が考えられる。

計画案は、ファシリティマネジメントの観点としながら、雇用機会削減と雇用カットに

依存する費用目標を設定している。

この様な場合、一般社会において会社のサービスを持続させる目的で、再建策（リストラクション計画）が設定されなければ、働く権利を理由なく単に阻害するもので許されるものではない。

本計画案は、浮いた資金を何に充当するのか明らかにしていない。

図書館の機能を貸し出しのみに限定偏向し質の低下を招き、その利用を著しく低下させると共に、国、県及び市民における教育機会の公平性を欠き、市民が受けることができる社会教育の質と公平性を著しく低下させその影響は市民の過半数を超えるものとなっている。

さらに、閉館に係る代替案（移動図書館）は、現在ある図書館に対し地理的・交通手段弱者等の利用困難者を対象として設置されるべきものであって、図書館に代わるものではない。また、運用計画を明らかにせず、その利用者に対する利用のし易さや安全・安心を考慮されたものではない。

教育および教育委員会の設置目的に逆らい生涯教育の中核である「場」（地域における人が現実に利用できる施設の実態）、及びその機能を減縮させ、市立図書館の運営費用を補助金（国費）に依存し、市の責任放棄であって市の自立性、教育基本法の趣旨に反し、持続性が担保されず、思いやりも感じることができない極めて不適切な計画である。

また、更に、削減金額の充当先を示していない全く不透明な予算と言える。

（図書館建設の経緯と市民の感覚）

山武市の町村合併以前に、町の生活圏域の教育格差と学習環境の確保を考慮して建設されたものである。そして、合併後も各図書館は地区の財産として一定の公平性を保ち運用され貴重な読書や学習の場であり地域コミュニティの場ともなっている。これが日常である。

利用者にとっては、この状態が維持されることが、持続可能で魅力あるまちと考える。

計画案では、図書館（地域における人が現実に利用できる施設の実態）を閉鎖させ、図書館機能を停止させていながら図書館（実体のない）を持続させると主張している。

利用者にとっては理解しがたい。

実の無い机上の大儀であり、中央集権による地域差別とも考えられる。

（計画提案の趣旨の概要）

計画案は、「第3次山武市総合計画」の基本構想における「市民が暮らしやすく住み続けられる環境確保とともに、市外の方が魅力に思い、訪れ、住まう価値創造…人口減少に対応…そのため、持続可能で魅力あるまちづくりをすすめる」とし、「公共資産の適正化とファシリティマネジメントの推進」、図書館の役割の説明

しかしながら、人口減少の進行がある。

計画案は図書館の機能を十全に維持しながら、山武市の適正規模での運営を目指すため…計画案を策定するものです。

とし、

市内3館の図書館の内、2館を閉館するものであった。

当該2館の地区の市民にとっては、閉鎖により図書館の機能は使えないのだから、全く使えず機能が喪失された状態になる。

（文書責任の所在）

市は、「持続可能で魅力あるまちづくり」を進めるところ、山武市教育委員会は、市と独立した組織として国が定める法・基準、県の方針に従い推進すべき社会教育施設の利用を閉館のかたちで制限し図書館の読書及び学習ステーション機能を将来に渡って持続不能に放棄するという、市の方針とも異なる計画を策定した。

そして、市内の雇用を減らすことは経済活動を低下させ人口減少を将来に渡り加速することになる。

本計画案は、市内2館を閉鎖する計画を市と独立して山武市教育委員会自ら単独で決定したことになります。

(施設の役割)

「図書館は、生涯学習施設」と説明されているとおり、市民が読書や学習に利用できる場所である。また、「図書館の機能を十全に維持しながら、・・・」としながら、

一方、計画案では図書館の機能を「資料の提供」のみに限定し、図書館の館としての機能の点で教育または市民サービスの質を低下させている。

騒音区域にある松尾図書館では、自転車を駐輪場に止め仲間と来館しノートを広げる中高生や、水筒持参で資格試験に臨む若い方等様々な方が静かな環境で利用されています。過去には不登校児童の図書館通学に利用されたこともありました。

学習スペースの利用者のほとんどは学習環境難民です。

8月まで長期に渡る休館をして空調設備の交換を行い天井材等内装工事をしたばかりです。（忘れないなればよいのですが）

さんぶの森図書館は、円形の建物の3階にギャラリーを兼ねた橋を渡し駐車場からバリアフリーで入館でき、内部には同心円状に書架が配置され赤ちゃんを抱いたまま興味のある本と異なるカテゴリーの関連する本が振り向くだけで見つかるよう特別な配置がされている。大きな公園と一体となり自然を感じながら読書できる貴重な図書館になっている。

家族で訪れる親はショッピング、子供は公園で遊ぶことができる魅力的な地域となっている。図書館は大人がいることで子供たちのシェルターとしても機能している。図書館が廃墟のようになれば、人流が途絶え、まちの公園は米国のように犯罪の温床となる可能性がある。

計画案は、蓮沼地区における対応について市民の公平性の点で評価されるべき施策が含まれている。

この一部を除いて、「第3次山武市総合計画」の基本構想「将来に渡って持続可能で魅力あるまちづくり」に合致しない。

図書館の施設は、市の財産であり有効に活用すべきであって、閉鎖するのは「もったいない」。市に限定して近隣施設に比べ利用者数が少ないことは、教育委員会が、原因を調査し改善するべきである。

そして、教育委員会が参考にすべき図書館は、横芝光町立図書館で、山武市3館合計よりも1.3倍多い予算を充てている。

横芝光町立図書館は、周辺に図書館がなく、町外からの利用者も多く人流を生んでいる。

人件費が嵩むことは、生活圏が隔たれた市の地域特性によるところであり、適切な施設運営に必要なことは、以前から変わっていない。図書館職員には全館で指示待ち行動は見られず実行可能なアイディアを出し展開している有能な人材が揃っている。

図書館と健康寿命の関係の明確化研究、人口減少問題における雇用の確保、その他市が抱える様々な課題解決に協力して頂くなど、適正な範囲で活用してコストパフォーマンスを上げる人材活用も考えられる。

計画案および令和元年5月山武市社会教育委員の答申における「将来」の時期は、IT技術の進展状況や関係法規及び国の告示に従って適切に修正または設定されることを望みます。

以下に、更に説明致します。

(費用面の適正規模について)

計画案は、図書館における地方交付税の計算結果および「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年文部科学省告示第172号）について」（平成24年12月 文部科学省生涯学習政策局社会教育課）における目標基準例、（以下「設置基準」及び同資料「目標基準例」という）の一部データを使用して、適正規模を1(1.6)館とし、維持管理

費については 41,869 千円が「国の想定する基準」であるとし、山武市図書館の適正規模としている。

しかし、この根拠には誤りがある。

地方交付税の計算では 10 万人当たり 1 館分の費用を基礎として、市の人口相当の費用を交付することが計画案に示されている。

一方、設置基準の目標基準例での 10 万人のレンジでは、3 館が適正規模となっている。

計画案では、国の想定する基準を根拠として、単位費用 86,507 (千円/10 万人) を市の人口当たりに算定し、市の適正予算額 41,869 (千円) = 国が想定する基準とした。

以下の表は、4 ページの表を参考に同条件での各市の「国の想定する基準」を求め、その基準にたいする経費合計の比率を求めた。

尚、旭市には高機能の県立図書館が設置され、市立図書館の役割が限定されることから参考値とした。

また、香取市 2 館については、市内の公民館を利用した図書室が 2 か所整備され、すべての施設において、本の貸し出し、返却及び予約が出来ることから、図書館機能を有するもので、図書室 2 館の経費が含まれていないことから図書館機能に対する費用として適切でないため参考値とした。

山武市図書館の松尾図書館に係る「図書館システム導入費」については、毎年かかるものでは無いため除外した。

各市の人口は、2025 年 3 月時点の公表実績を各市同一条件で調査した。このため、計画案の山武市の人口との差が生じている。

(表 2 各市の国が想定する基準に対する比率)

図書館	維持管理費	人口	国が想定する基準経費額 (千円)	維持管理比率	経費合計	市民1人当たり経費	経費合計比率
山武市3館	77,275,349	47,462	41058	1.9	188,772,337	3977	4.6
システム費除く	29,707,499	47,462	41058	0.7	141,204,487	2975	3.4
匝瑳市立八日市場	53,233,302	33,541	29015	1.8	98,577,933	2939	3.4
旭市(県立図書館を除く)	19,491,842	60,233	52106	0.4	65,806,712	1093	1.3
香取市2館	63,635,137	69,982	60539	1.1	111,098,057	1588	1.8
南房総市	17,495,905	32,214	27867	0.6	39,612,392	1230	1.4
横芝光町	99,052,270	20,603	17823	5.6	145,028,830	7039	8.1
東金市	57,729,554	56,542	48913	1.2	112,316,501	1986	2.3
八街市富里市	56,300,079	65,292	56482	1.0	164,284,789	2516	2.9
富里市	55,618,889	49,668	42966	1.3	119,989,195	2416	2.8
平均				1.7			3.5
	100,000	86507					

国の想定する基準、6 ページにおいては、「国の基準」を上図において「国が想定する基準経費額」、各市における経費総計の比率を図にて経費合計比率として表した。

参考値(旭市、香取市)を除いた経費合計額の平均は、国の基準(計画案の予算)の 3.5 倍で運用されている。

すると、人件費を含む経費面では、平均をわずかに下回っており、人員解雇や図書館を閉鎖する理由もない。

また、現在の 3 館での運用は、国の想定する基準額(計画案の予算)の 3.4 倍の金額がかかっている。2/3 の雇用をカットして 2 館を放棄し、1 館にしても、国の想定する基準の 1.133 倍の費用がかかり、1 館を維持するための予算が足りない。計画案には、持続性と共に実効性がない。

計画案は、移動図書館を運用するとしているが、他の予算から転用するしか方法がない。

この様な計画案が他にあれば、すべてのサービスが縮小と資金転用のサイクルになるのであるから、市の財政破綻への近道を進もうとする計画に思われる。

そもそも、市立図書館において市が自立して運営を行うべきところ、地方交付税(国の

補助金)額の算定に依存して予算を立てることは、市の自主性と市民サービスとして図書館の持続性(サスティナビリティ)に不適切なものである。

社会教育の場においては、自主的に幅広い年齢層または年齢層毎にどのような教育的サービスやイベント等検討し、それを提供するうえで、どのような施策を行うか又行う施策は社会的に適切か監視し、図書館の機能を維持しながら自主性を持って適正予算を策定するものである。

(施設面の適正規模)

市内3館の延床面積の合計は、目標基準例の78%に過ぎず現状でも達していない。

成東図書館1館体制の場合、17%で著しく基準と乖離する。

建物施設を減縮する理由は無い。

(表3 図書館の利用率)

	成東図書館	さんぶの森図書館	松尾図書館	松尾図書館+蓮沼地区	蓮沼地区	計	国基準比	目標基準例 4~5万人
延べ床面積	560	1028	1041	1041	-	2629	0.78	3373.8
貸し出し点数	106092	56480	51334	51334	-	213906	0.42	514058.6
貸し出し率	5.14	3.69	5.87	5.87	-	-	-	-
来館者数	30517	39732	35258	35258	-	105507	-	-
地区人口(R2年)	20647	15315	8751	12433	3682	48395	-	-
利用率(来館/人)	1.48	2.59	4.08	2.84	-	2.18	-	-
利用比率	1	1.75	2.76	1.92	-	-	-	-

*さんぶの森図書館は、開館期間が2ヶ月短い。

*地区人口は計画案の実績データ(令和2年)を用いた。

*松尾図書館は、松尾地区人口単体および蓮沼地区の人口を合算した利用率を示した。

3ページ②運営状況の表

4ページ年間利用率

市民一人当たり来館数(回)については3館合計を市の総人口で計算することに異論はないが、機能が同等であれば、最寄りの図書館を利用するのであるから、個々の館に対し市の総人口を適用することは明らかに誤りである。

それによって、「3館共年間1回未満の利用となっています。」と説明し、利用率が低いかのように説明することは不適切であって、その意図も理解しがたい。

あるいは、表の各館の「市民一人当たりの来館数(回)」を1館運営の他の市と比較して誤解を誘導する説明は不適切である。

利用率として比較していないと言うのであれば、ファシリティマネジメントの観点(老朽化及び利用率)で2館閉鎖の根拠と理由もない。

「3館共年間1回未満の利用となっています。」の説明によって、解雇を含む2館閉鎖案が始まるのだから、全体として「虚偽説明」に該当することが考えられる。

利用率と老朽化がファシリティマネジメントの観点であるのであるから、悪意の意図が感じられる。

さらに、

現在の図書館は、合併前の利用者の生活圏域を考慮して建設されたものであるから、現在の利用者圏域を前提に利用率を算定すべきである。

表3(上図)に地区人口に基づき算出した各館の利用率を示す。

成東図書館は、貸出数は市内図書館で他館の約2倍と多く、資料の提供の面では、地区人口あたりでは、相当で、延床面積当たりでは効率が良いと考えられる。

一方、地区人口当たりの利用率では、成東図書館が最も低い。

ファシリティマネジメントの観点でも、市民の一定の利用があり、少子高齢化によって、高齢者の需要拡大が見込まれることから不要な館は無く、3館体制から図書館を減らす理由は見当たらない。

また、教育委員会が図書館を自身の教育資源と認識し、その活用を促進すべきものである。

そして、建物が最も古くて占有延床面積が最も狭く、最も地域人口当たりの利用率が低い成東図書館のみを残す選択も理解ができない。

もはや、ファシリティマネジメントになつていいない。

成東図書館が使えるとするのだから、他の図書館を閉鎖する理由もない。

3館共有で使用する図書館システム費用を特定地域の図書館に負担させる等、地域差別の懸念がある。

公立図書館の機能としては、以下の一般的機能が必須である。

- ・読書センター：利用者が本を読んで楽しむ、読書の拠点。
- ・学習センター：学校教育や自己学習をサポートする、学習の拠点。
- ・情報センター：最新の情報を収集・提供する、情報収集の拠点。

読書及び学習には、静かな環境とパーソナルスペースを考慮した机や椅子が必須です。成東図書館は、蔵書数が最も多く延床面積が最も少ないことから、市民の利用スペースが最も少ないことがわかります。

成東図書館および計画案は、情報センターとしての機能を展開するものの、移動図書館（八街の例）は、その運用は、天候に左右され限られたジャンルの限られた冊数で、限られた場所に、限られた曜日の限られた時間（20分）に行かなければいけないのであるから、大変利便性が悪く、新たな教育弱者を生み、図書館機能の情報センター機能には当たらない。読書センター及び学習センターの機能を壊滅させるばかりでなく、書店等の経営について潜在的圧迫を拡大且つ明確にするものです。

教育委員会は、地域特性の応じた市民の目線で図書館のファシリティとしての機能を適正化し教育の提供者及び推進者として常識的な対応を求める。

計画案は、「持続可能なまちづくりを進めるため、「重点分野」として「公共資産の適正化とファシリティマネジメントの推進」取り組むこととしています。」としているところ、計画案には適切なものが無いと思われるので、以下をご検討ください。

ファシリティマネジメントとして、改めて市民感覚で考えますと、以下の内容が考えられます。

- ・成東図書館（館の補修又は拡張）

構造的には問題ないとのことですので、老朽化により、壁などひびや膨らみ、変色が観られ補修や塗装が必要と思われます。

また、学習スペースの確保等機能上の課題もあるから、壁位置を移動してロビー側への拡張工事の検討も検討されても良いかと思います。

- ・松尾図書館（雨どいの詰まり）

大金を投じて頂き、空調設備工事や廊下の天井材交換が終わり9月から再開されたばかりで、老朽化による懸念はありません。

雨どいの詰まりと思われる雨水が3階相当の屋根から直接集中して滝のように駐車した車の屋根に落ちるようになっております。

集中豪雨による個人財産への被害の懸念から、対応をお願い致します。

- ・さんぶの森図書館（窓の定期清掃、建屋と接する池の修復、外壁塗装）

この図書館は、「森との調和」がコンセプトにあります。建物は、外界からエレベータ室から建物中央まで、人の心円形の建物の内部に幾重にかの円形に配置された書架の図書との出会い・ふれあい、その感動・波動を、小石を投げた時の「池の波紋の広がり」として天井には3条の波紋が表現されています。中央には波紋のエネルギーの元となる心（象

徵物）が配置され、波紋が接する池を通じて建物の中から外へのつながりも考えられていきました。

残念ながら、建物に接する池は無くなっています、コンセプトが失われています。

水面を備える池は枯れ葉が集まり管理ができないと思われる所以、枯山水のような建物から波紋が広がるイメージで池を再現して頂きたい。

（尚、建物は、「著作物性が認められる建築物」と考えられ、それに接続する池やアプローチも関連性が認められ、設計者への配慮が必要である可能性がある。）

そして、図書館の窓は、高い視点での外（自然・実態）との繋がりが象徴されているものと思われます。

しかしながら、窓の汚れが気になるところです。定期的に窓の外側の清掃が望まれます。

また、施設の外観は時を経て自然との調和がとれ、ジブリの世界観が感じられるほど、落ち着いた魅力的な仕上がりになっていると思われます。

まちの魅力として後世に残すべく、透明外装塗装等のメンテナンスが望みます。

北上市が行った課題解決の例を次 2 ページに添付致します。

以上、

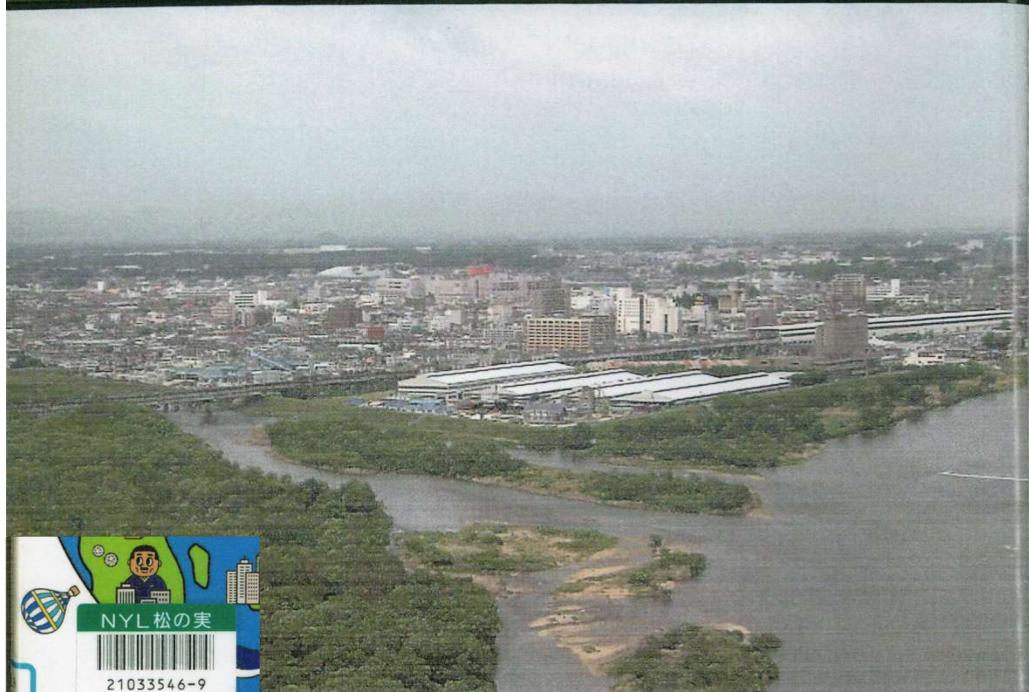
Report>>>3

不況下で企業誘致に成功

岩手県北上市

Kitakami

企業が増えた。雇用



正解はなぜ北上市に集まつたのか？

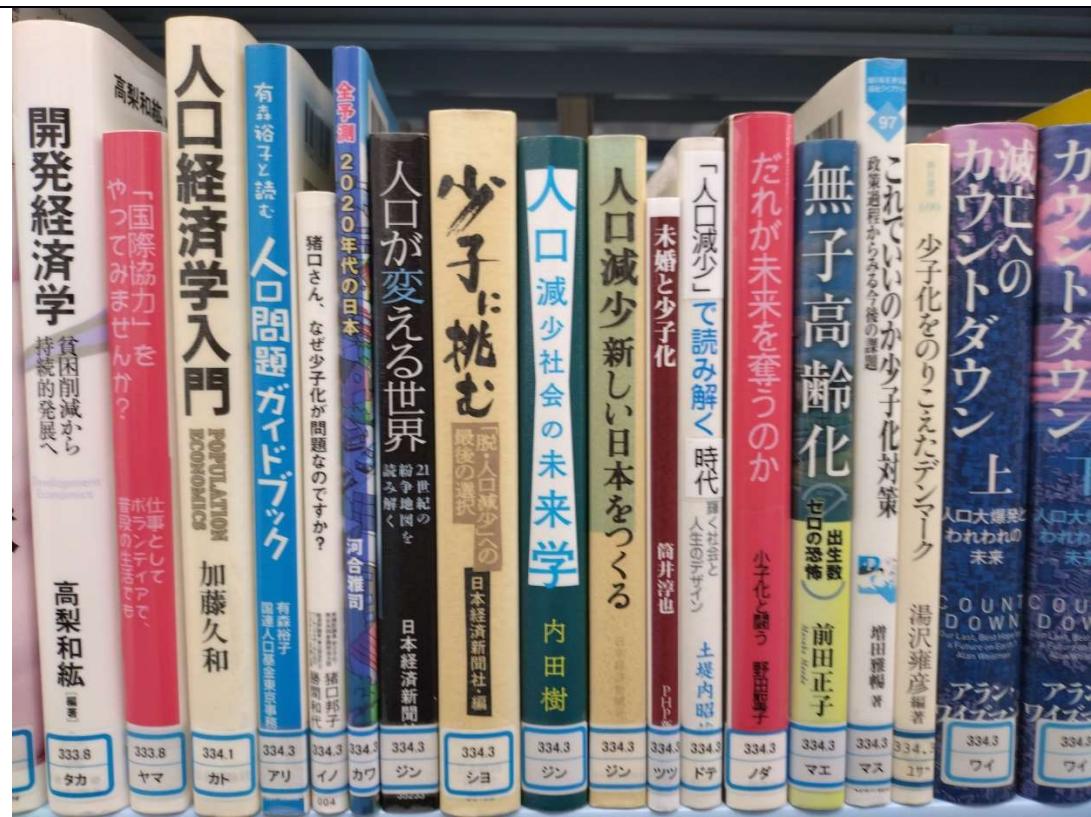
都市部を中心に雇用の場が減少し、特に若い世代の失業が大きな問題になっている昨今の日本。しかし、このような流れの中にあっても、着実に企業・事業所の数を増やしている街があった。岩手県第2の都市・北上市である。きっかけはバブルの崩壊。工場の海外移転や不況による閉鎖で約200人の雇用が失われ、対応を迫られた市が企業誘致のために大胆な企業優遇措置を実施したのである。固定資産税は3年間免除。大企業だけでなく、中小企業の誘致をうながすため、売地を細分化し、分割払いも可能にした。こうして、様々な業種の企業が北上市に集まってきた。



▲北上市における高卒者の就職内定率は毎年ほぼ100%。失業率も3.7%と、全国平均を大きく下回っている。積極的な企業誘致と行政のていねいな企業への対応が実を結んでいるといえる。

第1章 失業の地図

NHKスペシャル「データマップ 63億人の地図」経済の地図帳 より



図書館資料

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している 2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している 4. 市内に存する学校に在学している 5. 市に納税義務を有している 6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している

個人の場合	氏名	
	住所	旧山武町地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

法人その他の団体の場合	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
1-22	<p>合併後の 20 年間、図書館3館を維持してくれたこと、感謝いたします。</p> <p>私は、さんぶの森図書館開館時から、ここを拠点に活動しているボランティアグループの一員です。</p> <p>今後、成東図書館が本館になったとき、さんぶの森と松尾を分館として残してほしいと願っています。松尾にも、そこを拠点に活動しているボランティアがいると思いますので。</p> <p>さんぶの森図書館の大きな窓からのロケーションは、来館者的心を癒やすものです。私たちも、窓のそばでやる おはなし会 が大好きです。ここをイベントスペースとして使って、朗読会や語りの会、子どもから大人まで楽しめる おはなし会等ができたらいいなと思っています。</p> <p>また、ここで、お父さん、お母さんと子どもたちが絵本を広げて楽しんでいる姿も、想像するだけで笑みが浮かんできます。そういう、楽しく心安らぐ図書館になったら、今まで以上に家族連れが来館するのではないかでしょうか。他の館にはないスペースなので、活用できるようにしてください。</p> <p>次に、図書館は市の施設の一部を使用していますが、両者の協力関係はどうなので</p>

しょうか。私たちは1階の文化ホールから3階の図書館までを使って図書館と協力してイベントを行ってきました。参加者親子は、建物内をまわっておはなしを聞いたり、ゲームをしたり、図書館で本を借りたりして楽しんでくれていました。図書館は静かに本を借りるところというイメージを変えなければ、利用者は増えないのでしょうか。時には、「ああ、楽しかった！」ということがあってもいいと思います。

・「各図書館が、特色ある運営をしている」と示していますが、未来を担う子どもたちのための児童書や絵本に重点を置いたところもあってほしいです。できれば、さんぶの森に！

・適正規模というのがありました、数字を並べればそのとおりですが、小さな町でも、図書館運営で多くの人を呼んでいるところもあります。職員だけでは難しいことも、市民の力を借りればいろいろなアイデアも生まれ、行動してくれる人も必ずいると思います。(老若男女を問わずに)「図書館は静かに貸出業務を行うところ」という縛りを外して、もっともっと「ひらかれた図書館」を目指せば、市の目玉にもなりうると思います。

図書館がなくなるということは、地域の文化水準が下がるということだと思いますし、さらなる人口減少をもたらすのではないかと思う。

その他に、朝一番に図書館に来る人たちは、皆さん静かに新聞を読んでいます。それはそれで、ほっこりしていいものです。それも図書館の役割だと思っています。分館になっても新聞を置いていただけると嬉しいです。

・移動図書館については、ステーションの場所、一ヶ所にかけられる時間、一日に回れるステーションの数等、慎重に調査、検討してください。

・司書の件ですが、分館になっても各館に司書を置いてください。知識の集積場所としての図書館の質を維持するために！

長々と書きましたが、図書館はずーっと大切な場所でしたので好い方向にいくように、よろしくお願ひいたします。

(追記)電子図書もいいでしょうが、紙の手触りは心落ち着くものです。紙の本を大事にしてほしいものです。そして開放感のあるさんぶの森図書館は、そのまま残してください。

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください		1. 市内に住所を有している 2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している 4. 市内に存する学校に在学している 5. 市に納税義務を有している 6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している

個人の場合	氏名	
	住所	旧山武町地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
12(4)	<p>★成東図書館に集約せずに3館とも現状で残してほしい。(来館者数は、3館とも大差がない。)</p> <p>ただ、3館とも週6日の開館ではなく、週2日だけ開館し、職員が曜日で移動するにすれば、収納不足も解消でき、人件費や維持費が減らせる。</p> <p>(スーパーのセルフレジのような貸し出しシステムはできないか?)</p>
13(2)	<p>★移動図書館(車両図書館)は、無駄になると思う。近所に平日 20~30 分停車しても、限られた冊数や風雨の日もあり、利用する人は限定的で少数だと思う。</p> <p>(予約システムから宅配便ロッカーPUDO(ヤックスにある)で受け取ることができたら 24 時間利用でき、便利です。)</p>

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください		1. 市内に住所を有している 2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している 4. 市内に存する学校に在学している 5. 市に納税義務を有している 6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している
--------------------------------------	--	---

個人の場合	氏名	
	住所	旧松尾町地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
	松尾町の子どもの居場所が減っている中、図書館までなくなってしまうと更に過ごす場所がなくなり、ますます過疎化が進んでしまうと思う。 図書館はなくさないでほしいです。

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください		1. 市内に住所を有している 2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している 4. 市内に存する学校に在学している 5. 市に納税義務を有している 6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している
--------------------------------------	--	---

個人の場合	氏名	
	住所	旧成東町地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

法人その他の団体の場合	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
12 ページ	<p>他の図書館の本を一ヶ所に集めるにあたり、施設改修等が必要とのことですですが、施設改修にもお金がかかるのであれば結局同じでは。</p> <p>司書が多すぎると思うので司書1人、ボランティアの高齢者数人などを置けば安く済むのでは。高齢者の生きがいづくりにもなる。</p>
13 ページ	<p>図書コーナーを置くのであれば、今ある図書館の跡地だけでなく公民館、学校、園などたくさんの場所においてほしい。子どもたちの成長に本は欠かせないとと思うので。</p> <p>また、移動図書館自体はいまいちだと思うが、学校や園を回るのは効果があると思う。そもそも山武市は教育に力を入れていないと感じるので、併せて学習支援や子どもたちへの支援を強化していただきたい。</p>

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください		1. 市内に住所を有している 2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している 4. 市内に存する学校に在学している 5. 市に納税義務を有している 6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している
--------------------------------------	--	---

個人の場合	氏名	
	住所	旧成東町地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
	<p>今、町ごとにある図書館は地域の文化施設としての使命を担っているところだと思います。インターネットの時代で、取り寄せもできるし、電子書籍もあるとされていますが、実際に書籍を手にとって、その質感とか字体を見てページを捲る喜びは IT にも AI とやらにも代えられないことだと思います。</p> <p>その楽しみを、子どもたちにはずっと感じてもらいたいと思います。いろいろな季節の飾り付けをされた催し物を楽しんでいます。この町にしみじみした書店もないのに、唯一たくさんの本にふれあえる場所は、なくさないでほしいです。</p>

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している
	2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
	3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している
	4. 市内に存する学校に在学している
	5. 市に納税義務を有している
	6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している

個人の場合	氏名	
	住所	旧松尾町地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
3,7,13	図書館の規模縮小施策について、以下の理由から再考をお願い申し上げます。 まず、移動図書館は一定の利便性を提供するものの、常に開かれた知識・学習の場としての役割を十分に果たすことはできません。図書館は、誰もが自由に立ち寄り、静かな環境で読書や調査、学習ができる公共の場であり、地域の知的インフラとして重要な存在です。移動図書館では、こうした継続的なアクセスや空間的な価値を提供することが難しく、代替にはなりません。また、市内図書館間の相互貸出やシステム整備など、利便性向上のための取り組みが進められてきたにもかかわらず、施設の縮小を進めるのは非常にもったいないことです。これまでの投資や努力が十分に活かされないまま、地域住民の学びの機会が減少することは、長期的に見ても市の文化的・教育的発展にとって損失となる可能性があります。市民の多様なニーズに応えるためにも、図書館の縮小ではなく、より柔軟で持続可能な運営方法の検討をお願いしたいと考えます。

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している
	2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
	3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している
	4. 市内に存する学校に在学している
	5. 市に納税義務を有している
	6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している

個人の場合	氏名	
	住所	旧山武町地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
1	<p>予算も人もどんどん減っていくことは理解できます。</p> <p>市民の教養、教育への予算はどうにかして守ってほしいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今ある場所（または近隣）に図書コーナーを必ず設ける ・小中学校の図書室を市民も利用できるようにする ・移動図書館をやりたい人を募集する <p>私だったら、野菜販売をしつつ読み聞かせをやりたいです</p>

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している
	2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
	3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している
	4. 市内に存する学校に在学している
	5. 市に納税義務を有している
	6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している

個人の場合	氏名	
	住所	旧松尾町地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
1	<p>図書館には子育てでも大変お世話になってきました。市内で読み聞かせボランティアもしておりますので図書館は欠かせない存在です。</p> <p>規模適正化とおりますが、減らすことが適正化なのでしょうか？</p> <p>過疎化高齢化が進む場所で、教育面を削ってはこれからの子育て世代がますます集まらなくなるのではないかと非常に懸念しております。</p> <p>減らすのではなくやり方を変えて、図書館がランドマークになるようにはできませんか？</p> <p>魅力的な図書館には人が集まります。</p> <p>図書館を山武市の強みにしてほしいのです。</p> <p>そして、子どもが本と触れ合い、学生が勉強する場を奪わないでほしい。</p> <p>これは1館に集約すれば良いというものではありません。</p> <p>10年後20年後、人材が育つ山武市となるかにも直結してくると思います。</p> <p>財源の問題など課題が多いことも少しは理解しております。</p> <p>もし仮にどうしても図書館を減らさなければならないのなら、さんむと松尾は残すべきと考えます。山武市の中でも比較的都市部である成東に一極集中するのは</p>

市全体が活性化する未来にはならないのではないか。
松尾は駅に近く、学生の勉強の場にもなっています。お年寄りも通いやすいと思います。
さんむは公園内にあり、親子や小学生が通いやすい場です。他に書店がない場所で図書館がなくなるのはさらに活字離れとなり、学力低下を招くことになると思います。
教育はすぐに数字となって結果は出ませんが、長い目で種まきが必要で種まきができる土壌がなければ人は育ちません。
どうか山武市の未来のために図書館を残してください。他市に誇れる人が集まる魅力的な図書館を、どうしたらそんな図書館が作れるかをみんなで話し合いたいのです。
のために私たちにできることがあるのなら協力したい、そう思っています。

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している
	2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
	3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している
	4. 市内に存する学校に在学している
	5. 市に納税義務を有している
	6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している

個人の場合	氏名	
	住所	旧松尾町地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 の 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
3, 4, 7	<p>施設利用者数の推移や周辺自治体との比較をした資料を拝見しました。</p> <p>統合の話は寝耳に水だったので大変寂しく思いました。資料の内容は一般的に考えられる調査内容だとは思ったものの、周辺自治体の施設数との比較などは正直、統合という結論ありきでの調査のようにも感じました。</p> <p>地方交付税法の定める「標準団体」の指標は確かにひとつの指標となり得ますが、その論理であれば、「他もこのくらいだから、我が市もこのくらいが妥当でしょう」という結論にしかなりません。何が「妥当」で「効率的」であるかを検討することだけに終始すれば、残念ながら魅力的なまちづくりはできないのではないかと思います。施設の適正化は市が力を注ぐべき重点分野であるとの方針は理解できるものの、人が住まい、人を育てる自治体として何に「効率」を凌ぐほどの「価値」があるかをきちんと検討していただきたいです。</p> <p>私は特にこの数年間の子育てを通して、本の持つ魅力、力を強く感じています。</p> <p>図書館はこどもたちの大好きな、大切な場所です。</p> <p>現在小学生と未就学児の2人のこどもたちは本が大好きで、これまで図書館でた</p>

くさんの本と出会ってきました。
何気なく手にとって新たな出会いがある、それが図書館の1番大きな魅力です。
そして、そうした本との出会いを作ってくれる場所が統合、集約化されることには喪失感と危機感を抱いています。

統合を前提とした時に、資料にもあった蓮沼の交流センターにある図書コーナーのような場所が新たに作られるのかなと思いました。
もちろん、ないよりはありがたいかもしれません、上述した魅力が得られるかというと残念ながら力不足感が否めません。
周辺から本屋さんも姿を消していく中、なんとかこれからこどもたちのためにも残してあげたいというのが本音です。

それが叶わないとした時に、地域としてこどもだけでなく高齢の方まで含めた全世代の知的好奇心を育て、それに応えていける居場所をどういった形で作っていくのか、その議論が必要なのではないかと感じます。全国に先進事例はたくさんあると思うのですが、残念ながら今回の資料にはそういった視点が一切盛り込まれていませんでした。個々の自助努力にまかせるのではなく、自治体としてもそこに「価値」があると示すことができれば、それがこの自治体の新たな魅力になり得ると思います。コロナ以降、来館者数が大きく下がってしまい以前の水準に達していないことには、人々の行動の変化なども影響していることと思います。
けれど、本には普遍的な魅力があります。諦めるには時期尚早だと考えます。

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している
	2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
	3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している
	4. 市内に存する学校に在学している
	5. 市に納税義務を有している
	6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している

個人の場合	氏名	
	住所	旧山武町地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

法人その他の団体の場合	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
12	<p>単純に貸出者数で集約するのではなく、利用者数も考慮してもらいたい。成東図書館は駐車場が少なく使いづらいので、利便性も考慮してもらいたい。</p> <p>また、図書の貸出以外に利用している学生等の勉強する場を奪うのはどうかと思う。</p> <p>図書貸出のみの考え方で集約を進めるのは現代の図書館の在り方としては時代錯誤ではないか。</p> <p>図書館がなくなった後も、学生が勉強できる場所としての提供は続けてほしい。</p> <p>全ての家庭が塾に通わせられる訳ではないので、家で勉強できない環境の子どもたちの場所を奪わないでもらいたい。</p>
13	<p>移動図書館は必要ない。すでに時代錯誤。税金の無駄遣いである。絶対にやるべきではない。</p> <p>そこにコストをかけるのであれば、電子図書館に資金を投入するべき。</p> <p>時代に沿った図書館の在り方を考えてほしい。</p>

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している
	2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
	3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している
	4. 市内に存する学校に在学している
	5. 市に納税義務を有している
	6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している

個人の場合	氏名	
	住所	横芝光町
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 の 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
	<p>ページ関係なく全体として意見させていただきます。</p> <p>旧松尾町生まれで、今も実家は松尾にあります。</p> <p>現在横芝光町在住ですが、</p> <p>市内、市外、両方で読み聞かせボランティアをしている者です</p> <p>全図書館を利用させていただいております</p> <p>いつもありがとうございます。</p> <p>それぞれの図書館の良さがあります</p> <p>何より、本を借りる場所というだけでなく全て地域の方々の大切な居場所であるということをご理解いただきたい。</p> <p>学ぶ場所、子どもとの時間を過ごす場所、友だちと過ごす場所、涼しくて癒される場所、人と人が繋がる場所、想い出の場所、いろんな人の大切な時間になっている大切な場所だと思います</p> <p>市民だけでなく、近隣からも大切に思っている人はたくさんいます</p>

利用している方々の声をその場で直接聞いてください
みなさんの表情や行動全てを細かく見てみてください
もっとたくさんの人の意見を大切にしていただきたい
その上で再検討を願います

いろいろな方のいろんな気持ちを全部含めて大切にできることで、良いまちづくりができるのではないかと思います
魅力的な居場所であることを希望します
どうかひとつひとつの大切な心が届きますように
よろしくおねがいいたします

本件に対して、意見交換の場を設けていただきたいです
市内読み聞かせボランティアグループとしての意見も聞いていただきたいです
し、質疑応答などでお互いの理解を深めたいです

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している
	2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
	3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している
	4. 市内に存する学校に在学している
	5. 市に納税義務を有している
	6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している

個人の場合	氏名	
	住所	旧松尾町地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 の 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
13	図書館機能の維持につきまして、規模適正化計画に例示されているものに加え、現在のさんぶの森図書館や松尾図書館で確保されている新聞や雑誌の読書スペース・学習スペース・イベントスペースの維持をぜひお願いしたいと考えます。各地域の図書館は近隣の学生が勉学に励み、あるいはお子さん連れのかたがたが文化に触れるに必要な空間となっているためです。貸出利用者が減少しているとしてもその点は変わりません。スペース専門の管理者こそ置けないまでも、一階の出張所職員のかたにも管理にご協力いただき、地域の文化教養を育む場が維持されることを望みます。

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している
	2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
	3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している
	4. 市内に存する学校に在学している
	5. 市に納税義務を有している
	6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している

個人の場合	氏名	
	住所	旧成東町地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 の 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
	<p>図書館規模を縮小する事に反対します。3館それぞれに特色があり、来館者数が伸びるようなイベントも多数開催してくれています。子供が小さい時は、松尾図書館が子供と大人のエリアが分かれていたので、気兼ねなく利用する事ができましたし、山武図書館のイベントも子供と一緒に楽しませてもらいました。今、おもに利用するのは1番近い成東図書館です。遠いと利用しづらくなってしまうのは当然で、成東に統一された場合、山武、松尾地区の方々が成東まで来るのは大変だと思います。図書館は本を読むだけでなく、学生が勉強するための場所でもあります。図書館がなくなった場合、空いたスペースは何に使うのかの告知もありません。1番古い成東図書館に集約するのも疑問です。成東図書館は、数年後には30周年を迎えます。身近にあるからこそ利用できるのであって、本の返却期限が決まっているため、遠いと借りにくくなってしまうと思います。</p> <p>本当に市民の事を考え、利用者の気持ちを知ろうとしたら、図書館である程度の期間アンケートを取るとか、真摯は態度であってほしかった。知り合いから、パブリックコメントを募集していると聞き、危機感をもって意見を提出しようとしたが、いざホームページを見ても探しにくかったので驚いた。本気で意見を聞こ</p>

	うとする姿勢ではないように思える。物価高や人件費の高騰など、様々な理由はあるとは思うが突然統合するのではなく、市民と解決方法を探す時間を設けてほしい。
--	---

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している
	2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している	
4. 市内に存する学校に在学している	
5. 市に納税義務を有している	
6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している	

個人の場合	氏名	
	住所	旧松尾町地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 の 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
全て	<p>山武市教育委員会が策定した「山武市立図書館規模適正化計画（案）」（計画案）は、説明不足による「不備」があるとみられ、市民及び市の理解を不可能なものにしています。パブリックコメント募集のステップの内容の不備に基づく有効性に影響する「計画の不備と問題点」を以下にまとめましたので、ご説明ください。</p> <p>「計画の不備と問題点」</p> <ol style="list-style-type: none"> 不適切な根拠に基づく説明 <p>地方交付税算定基準の誤った解釈</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画案での説明：計画案では、地方交付税の算定に用いられる「人口 10 万人あたり図書館 1 館」という基準を「国の基準」と表現し、山武市における 1 館体制の適正性を主張しています。 問題点：地方交付税の算定基準は、あくまで地方自治体の標準的な財源不足を補うための計算上の指標であり、国が定めるべき理想的な施設配置の基準ではありません。これを「国の基準」と断定し、計画の根拠とすることは、制度の正確な理解を欠いており、住民に誤解を与えかねません。多くの自治体では、地域の

実情に応じて複数の図書館を運営しており、地方交付税の算定基準を超過する施設を持つことは、サービス水準を維持するための自治体の判断に過ぎません。

恣意的な他市との比較

・ 計画案での説明：他の市との比較において、人口あたりの図書館利用率が山武市では低いと主張しています。

・ 問題点：

○ 前提条件の不均一性：1つの図書館を持つ市と、3つの生活圏を持つ山武市を単純に比較することは不適切です。山武市は合併によって成立しており、各旧町の生活圏に根差した図書館があるため、利用動向が分散する傾向があります。

○ 人口構成の考慮不足：比較対象となる市の人口構成や図書館サービスのあり方が異なる場合、単純な利用率比較は意味をなしません。高齢化率の違いなどが利用動向に影響を与えることがあります。

○ 指標の不透明性：どのような指標（来館者数、貸出冊数など）を用いて「利用率」を比較しているかが不明確であり、都合の良いデータを選択して低い利用率を強調している可能性が否定できません。

2. 説明の一貫性と整合性の欠如

松尾図書館リニューアルと閉鎖案の矛盾

・ 事実：松尾図書館は、多額の公費を投じて大規模リニューアル工事（空調設備、照明、天井の交換など）を終えたばかりです。

・ 問題点：リニューアル直後に閉鎖候補とする計画は、市の財政計画の一貫性を著しく欠いています。ファシリティマネジメントの観点からも、投資対効果を無視した無駄な支出であり、行政の計画性の欠如を露呈しています。市民の税金の使い方として、納得のいく説明がなされていません。

最も古い成東図書館の老朽化否定

・ 事実：最も古い成東図書館の老朽化は、閉鎖の理由として言及されていません。

・ 問題点：閉鎖の理由が施設の老朽化ではないことが明らかになります。もし他の図書館が老朽化を理由に閉鎖されるのであれば、その評価基準が客観的で公平なものとは言えません。

3. 教育機会の公平性への懸念

地域のサービス格差の拡大

・ 問題点：合併前の旧3町の各生活圏に存在した図書館を1館に集約することで、特定の地域住民、特に高齢者や交通弱者の図書館へのアクセスが著しく困難になります。松尾図書館は航空機騒音区域にて防音対策がなされた施設としての配慮がありません。

・ 根拠：図書館は、単に本を借りるだけでなく、情報へのアクセス、生涯学習の機会、地域コミュニティの交流拠点としての重要な役割を担っています。

移動図書館サービスの代替性の検証不足

・ 計画案での言及：1館体制移行後のサービス維持策として、移動図書館サービスの導入が検討されています。

・ 問題点：移動図書館では、蔵書数や利用時間、提供できるサービス内容に限り

があり、現在の各図書館が提供するサービスを完全に代替できるかどうかの検証が不十分です。

4. 総括

これらの不備と問題点は、計画案が客観的かつ公平な根拠に基づいておらず、予算削減という目的を正当化するための「作文」である可能性を示唆しています。

このまま計画が進行すれば、市民の教育機会の公平性が損なわれ、行政に対する信頼が失墜する可能性があります。

計画案にご説明が必要です。

どうぞ、よろしくお願ひ致します。

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している
	2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
	3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している
	4. 市内に存する学校に在学している
	5. 市に納税義務を有している
	6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している

個人の場合	氏名	
	住所	旧山武町地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

法人その他の団体の場合	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
12	図書館の統合には反対です。予算の問題などあると思いますが、現状維持を希望します。地元住民の交通の便などを配慮してほしい。

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している
	2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
	3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している
	4. 市内に存する学校に在学している
	5. 市に納税義務を有している
	6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している

個人の場合	氏名	
	住所	旧成東町地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
6	<p>経費がかさんでいることは重々承知ではあります、直接利益として表面に出てこなくとも図書館(本)という人の厚みになる部分を削ってしまうのは市としても魅力が減少してしまうのではないかでしょうか。特にさんぶの森図書館のような素晴らしい立地の図書館は市の売りにしていくべきだと思います。</p> <p>ただ本を集めて並べるのではなく、何かに特化して逆にターゲットを絞る事でここだけのウリを作り、市外からの利用者を集める事も一つ手ではないでしょうか。今現在では本は一つのムーブメントにもなっていると思うので本のイベントなんかも定期的にやっていくのも良いと思います。</p> <p>せっかく絵本の資格を持った司書さんもいらっしゃるので絵本のイベントなんかも。</p> <p>人口減少が止まらない山武市ではありますがどうにかもう少しがんばってみませんか。</p>

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している
	2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している	
4. 市内に存する学校に在学している	
5. 市に納税義務を有している	
6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している	

個人の場合	氏名	
	住所	旧松尾町地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 の 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
全体	<p>山武市立図書館規模適正化計画(案)（計画案）は、実行する理由が無く、市教育委員会、図書館従事者、市、市民及び、国又は県にとって不利益のみであって何ら利益がありません。</p> <p>又、計画案を作成・公開した教育委員会は、国及び県と共に教育を推進する立場でありながら、市全体の利用率を載せるなど一部の良心が観られるものの、極めて不適切な計画案作成し関係者の不安を煽り、自尊心と共に士気を低下させ業務を妨害した。更に予算策定に当たり、不安定な補助金の算定方法に任せたなど、自身の独立した立場と自主性を放棄したものと思われる。</p> <p>計画案の内容は、的外れな予算削減ありきの短絡的な作文に過ぎない。</p> <p>この計画案は、市民の正しい理解を得られるべきものでは無く、市、県及び国においても承認すべきではない。</p> <p>しかしながら、市の財政状況は、基盤産業を持たない同様の市町約600超の内400位台と順位は低いものの実質的にはほぼ中央値になっている。</p> <p>この先は、何もしなければ同類の市町は、人口減少に従い悪化してゆくことが予想される。</p>

<p>計画案は、雇用や人流を減らす等これを加速させる性質のものとなっている。</p> <p>計画案作成に至った根源となる問題は、今後の財政課題であって、図書館の数では無いと思われます。</p> <p>現状においては、物価・資材高騰の時期に行った施策に見積と乖離があつたり、大型案件の予定、償還時期が重なったりなど市の収支バランスの影響等によるものと思われる。</p> <p>問題は財政課題であり、この点を解決しなければ計画案のような的外れで教育委員会を含み不幸を招く策が出かねない。</p> <p>幸いにも、教育委員会は生涯教育施設（図書館）で課題解決を行う手段を持っており、さんぶの森図書館では起業に向けた取り組みを行った経験もある。</p> <p>教育委員会は、市の課題を確認し、教育委員会で前向き且つ適切な対応策を検討すべきである。</p> <p>具体的には図書館を有効に活用し、市の収入につながる実行モデルを市民の協力を得て作成することしかない。</p> <p>但し、図書館員や市民の負荷に配慮する必要と、行政課題でもあるため行政の運営にも配慮する必要があります。</p> <p>山武市が自力で財源を確保するには、多岐にわたる分野で戦略的な取り組みを進める必要があります。人口減少と高齢化が進む中で税収増を望むことは難しいため、歳入を増やす努力と、歳出を効率化する取り組みを同時に進めることが重要となる。</p> <p>以下に、図書館を通して検討をおこなう</p> <p>山武市が自力で財源を確保するための具体的な方法をいくつか挙げます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 産業の振興と企業誘致による税収増 <ul style="list-style-type: none"> ・ 積極的な企業誘致：成田国際空港に近いという地の利を活かし、物流、食品加工、IT関連企業などを積極的に誘致します。企業立地奨励金制度を設けたり、優遇制度をアピールしたりすることで、新たな雇用と法人市民税の増加を促します。 ・ 農産物のブランド化と高付加価値化：豊かな自然環境と温暖な気候を活かし、農産物のブランド化を進め、六次産業化を支援します。特産品の販売促進や、農産物加工施設の活用を促すことで、地場産業の活性化と関連事業からの税収増を図ります。 ・ 起業・創業支援：市内で新たな事業が生まれるよう、起業家への支援や相談体制を強化します。多様な産業が育つことで、雇用の創出と地域経済の活性化につながります。 2. 観光振興による交流人口の増加と消費拡大

	<ul style="list-style-type: none"> ・観光資源の魅力向上：九十九里海岸や自然環境、歴史的な酒蔵など、市内の観光資源を磨き上げ、市内外からの観光客誘致を図ります。 ・体験型観光の推進：いちご狩り や果樹園での収穫体験 など、山武市ならではの体験型観光コンテンツを充実させ、リピーターを増やします。 ・サイクルツーリズムの展開：成田空港や千葉大学などと連携した「サイクルツーリズムプロジェクト」を活用し、新たな観光客層の呼び込みを図ります。 <p>3. 公有財産の有効活用と資産売却</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊休公共施設の再活用：図書館統合などで生じる空き公共施設や学校跡地などを、民間事業者への貸し出し、売却、または複合施設としての活用など、多角的に検討します。 ・空き家・空き地の活用：市内の空き家や空き地をデータベース化し、移住希望者や事業者に積極的に PR します。資産売却による一時的な財源確保も視野に入れます。 <p>4. 歳出の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行財政改革の継続：毎年度、予算編成にあたって、義務的経費以外の経費について削減目標を設けるなど、継続的な行財政改革を徹底します。 ・公共施設の総量削減：「公共施設等総合管理計画」に基づき、老朽化した公共施設の統廃合を進め、維持管理費などの経費削減を図ります。 <p>5. 住民サービスの有料化・利用料金の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担の適正化：公共施設の使用料や手数料などについて、コストに見合った負担を求ることで、利用料金収入を増やします。 ・ふるさと納税の強化：返礼品に地元の特産品を充実させるなど工夫し、山武市を応援してくれる寄附者を増やします。 <p>更に、他力にあたりますが、</p> <p>1. 東京通勤者のベッドタウン化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住者の特別支援措置：公営居住アパート整備、公園と見栄えの良い遊具の設置、高規格育児支援制度、住宅取得支援等 <p>条件：年齢別一定の年収以上、年齢制限、支援期間限定、積み立て NISA 運用等</p> <p>以上</p>
--	---

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している
	2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
	3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している
	4. 市内に存する学校に在学している
	5. 市に納税義務を有している
	6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している

個人の場合	氏名	
	住所	習志野市
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
12 頁他	図書館は単に本の蔵書及び貸し出しを行う機能だけでなく、地域の文化の発信、住民の交流拠点の機能を果たしています。したがって統合等の後ろ向きの発想ではなく前向きな方向を検討して欲しいと思います。 私は、今は山武市民ではありませんが、松尾で生まれ育ち松尾駅近くに今も家があるため、そこにいる日数もかなり多いのですが、周囲の疎化がどんどん進んでいく状況を憂いでいます。駐車場ばかり増え、旧町役場跡の 公民館等の施設も十分に活用されていない様子で、このままではどんどん住む魅力のない街になってしまいます。知恵を出して何とかしましょう。

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している
	2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している	
4. 市内に存する学校に在学している	
5. 市に納税義務を有している	
6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している	

個人の場合	氏名	
	住所	旧成東町地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
4	職員・会計年度任用職員の人事費について、図書館業務の人数、平均賃金額の比較検討も必要。当面3館継続のため、高収入者の賃金水準見直し(採用形態の多様化等)で他の図書館水準に近づけることが可能なのでは。業務内容の役割分担はどうなっているのか。
6	委託費の具体的な項目は何か、削減し3館維持は出来ないのか。何を、誰に委託しているのか(委託の必要性)。
8・12	集約の場合・蔵書保管施設増設が必要と思われるが、その場合の建設費等はどう考えているのか。
13	①図書館に代わり、施設内の図書コーナーは継続可能なのか、可能なら理由は何か。 ②図書館廃止の代わりに移動図書館の案としては良い。しかし、そのための経費が発生するので、経費削減し1館集約化なら現実的でない。移動図書館が可能な

ら2館へ縮小検討も可能になるのでは。

③集約化で遠方市民が不便となる。学生や高齢者で移動手段に困る人へ、さんバス利用の補助制度検討、閲覧席の利用者向けの対策が必要。蔵書が宝の持ち腐れとならないように、対策も必要。

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している
	2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
	3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している
	4. 市内に存する学校に在学している
	5. 市に納税義務を有している
	6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している

個人の場合	氏名	
	住所	旧山武町地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
13	<p>図書コーナーを設置するとのことですですが、図書館と福祉の関係について、以下の2点について配慮と検討をお願いします。</p> <p>1. この資料では費用と本に関することしか記載されていません。図書館は3館がそれぞれ独自にイベントなども企画しており、長年にわたり複数のボランティアグループが活動拠点にもしています。山武、松尾の各地域でもこれらの活動が今後も継続できる施設としていただきたいです。</p> <p>2. 高齢の方などは散歩がてら図書館で新聞を読むなどして過ごすことを日課としている方もいます。新聞を置くことは日々コストがかかりますので、真っ先に予算が削られるのではないかと予想してしまいますが、そのような人の活動意欲を失わせれば、福祉面でも悪影響が出るのではと危惧しています。</p>

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している
	2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
	3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している
	4. 市内に存する学校に在学している
	5. 市に納税義務を有している
	6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している

個人の場合	氏名	
	住所	旧山武町地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
12	利用する市民にとって大変不便となるため、集約化には反対します。少なくとも借り出し返却の窓口機能を出張所などに設置すべきと思います。

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している
	2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している	
4. 市内に存する学校に在学している	
5. 市に納税義務を有している	
6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している	

個人の場合	氏名	
	住所	旧松尾町地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
全体を通して	<p>地元の図書館がなくなるなんて寂しい！反対！という感情論は大いにあります が、現実の数字を見せられると現在の山武市的人口規模に対して施設運営の維持、 管理に係る経費負担が大きいことは緊張感を持って十分に実感できるもので「仕 方ない」と思わずるを得ないものであった。</p> <p>一方で、では図書館を集約した際に浮く費用の活用方法について不透明なことが 多く不安が残る。実際には「浮く」ではなく財政を圧迫している部分が軽減され るだけなのかもしれません、空いた図書館施設そのものの有効利用、また、な くなってしまうサービス（主に図書貸出）の具体的な代替案の提案を望みます。 例えば私自身の居住地域である松尾図書館は、近隣居住者人口、貸出冊数の割合 に対して来館者数が多いのが特徴的な印象を受けました。勉強をする場所、（駅が 近いので）時間を潰す場所、ちょっと友達と集う場所、年配の方々が散歩しなが ら立ち寄る場所、と『図書館』以外の役割も大いに担っていると思います。 公園もない、図書館もない、と、どんどん市民の「居場所」がなくなってしまい ます。</p> <p>子どもたちが集う場所も然り、今の子どもたちにとって「友だちと放課後集まつ</p>

	<p>て遊ぶ」ということの特別感は想像を超えるもので、私たち世代のものとは全く違うものであると実感しています。昔は当たり前だった「友だちと放課後集まって遊ぶ」が実現できる場所が、図書館でなくてもあつたらいいなあと思います。</p> <p>図書機能を成東図書館に集約するのであれば、せめて「居場所」機能としての場所は各地域に欲しいです。</p>
11	<p>年齢別貸出者、貸出冊数について。全体の中で「未就学児（0～6歳）」の一人あたり貸出冊数が一番多いという結果は、子育て世代の親が子どもたちへ読書環境を与えることをよく表していると思う。</p> <p>実際、個人的見解としても読書人生の入り口になると言えるこの時期の子どもたちに</p> <ul style="list-style-type: none"> ○たくさんの本から、読みたい本を選ぶという体験 ○思ってもみなかった本との出会い ○「読書」の楽しさへの気づき <p>を経験させたいと強く願います。</p>
	<p>このような経験は「図書館」という空間があつてこそ成り立つものであり、効率化を図った電子書籍や、本をリクエストして取り寄せる、ようなシステムではなかなか生まれません。近年、ネット環境を利用しているとAIからオススメ図書を提示すらされる時代ですが、目的のものを探すために立ち寄った図書館で全く興味のなかった図書が目に飛び込んできた、思いがけず表紙に惹かれた、図書館のオススメコーナーで目にした、などの偶然の出会いはAIにはなかなかできません。このような点でも図書館という貴重な出会いの場がなくなってしまうのはとても残念なので、ICTの活用も有効ですが「移動図書館」のような直接本に触れて、会える機会は、不定期でも実現してほしいです。</p>
	<p>例：月1回 公民館芝生エリア等で「青空図書館」 車載して循環。。。にとどまらず、できれば広いスペースに積んできた本を稼働式本棚などで並べてほしい（のびのびと選書） 運営は ボランティアさんや、シルバー人材センターなどの力を借りて その日は専門的知識のプロである司書さんも滞在していただき、雑談の中から書籍の提案をしていただいたり、どのような本が必要あるのかリサーチする、など。。。</p>
12	<p>集約の方針、方法について</p> <p>筑後市（人口およそ5万人、小学校11校）の事例で、学区ごとに市民の図書利用登録率や貸出数を調べてみると、図書館から遠い学区ほど利用が少ないというデータがあった。</p>

	<p>(参考文献 野口武悟「誰ひとり取り残さない図書館サービス」多様なニーズに寄り添う8つの事例 2025年)</p> <p>自治体規模として、同じような規模である山武市にも同様のことが起きるのではと懸念される。</p> <p>集約するということは、少なからず子どもたちの居住地域で図書に触れる機会の格差が生まれることを覚悟してほしい。</p> <p>大袈裟でなく、本に触れる機会の減少は学力格差も生むと思う。</p> <p>「読書」が人生を豊かにしたとコメントする人もいるくらい、「読書」は人によつては重要な意味を持つものであり、文字通り人生も左右すると思う。</p> <p>集約については仕方ないが、その分のフォローを忘れずにしてほしい。</p>
--	---

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している
	2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
	3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している
	4. 市内に存する学校に在学している
	5. 市に納税義務を有している
	6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している

個人の場合	氏名	
	住所	東金市
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 の 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
	<p>3つの図書館 よく利用しています (住んでいる東金市の最寄りの東金図書館はあまり蔵書がないので)</p> <p>3つの図書館を集約したら、 アクセスが3つの現在位置どれかか、新しくなるなら現在それぞれの位置からあまり離れてないところだととても利用しやすくなりがたいです あと山武図書館のイベント(世界の本を読むパスポートなど)が魅力的なので こういったブックイベントは継続してほしいです</p>

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している
	2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している	
4. 市内に存する学校に在学している	
5. 市に納税義務を有している	
6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している	

個人の場合	氏名	
	住所	旧松尾町地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
1	松尾図書館は必要です。 利用者を増やしたいのであれば、ワイハイなど通信環境を整えるといいと思います。

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している
	2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
	3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している
	4. 市内に存する学校に在学している
	5. 市に納税義務を有している
	6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している

個人の場合	氏名	
	住所	
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 の 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	旧成東町地域
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
3	<p>山武市立図書館の削減と適正規模への縮小を目指す本計画に賛成いたします。</p> <p>また、同様の考え方を図書館以外の公共施設にも広げ、全体として早期に適正規模化を進め、歳出の抑制を図るべきと考えます。</p> <p>山武市の人口は平成 12 年 (2000 年) の 60,614 人をピークに減少が続き、現在では約 4.8 万人と約 20% 減少しています。にもかかわらず、図書館や出張所などの公共施設は合併前の体制をほぼ維持したままであり、経済的合理性の高いごみ処理の広域化についても実現の目途が立っていません。</p> <p>これは、平成 18 年の合併後も旧町村単位の地域利益を優先してきた結果であり、市全体としての「最適化」や「持続可能性」よりも、局地的なバランス維持が優先されてきた表れだと感じます。遅すぎるくらいではありますが、今こそ「山武市全体としての最善の姿」を議論し、町村単位の枠を超えて行政運営を再構築すべきです。</p>

	人口減少が進み歳入が減少する一方で、健康保険料や社会保障費などの必要経費は今後も増加していきます。このような中で削減可能な歳出は、公共施設の維持管理費など限られた分野に限られます。職員人件費を大幅に削減すれば、行政サービス全体の質の低下を招く恐れがありますが、図書館などの公共施設は利用者が限定されているため、施設集約による影響は比較的限定的です。この点からも、図書館の集約化は財政負担の軽減と全体最適を両立できる有効な施策だと考えます。
--	---

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している
	2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
	3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している
	4. 市内に存する学校に在学している
	5. 市に納税義務を有している
	6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している

個人の場合	氏名	
	住所	旧山武町地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の場合 法人その他の団体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
1	さんぶの森図書館が閉館した後は、図書室にしてほしいです。

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している
	2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
	3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している
	4. 市内に存する学校に在学している
	5. 市に納税義務を有している
	6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している

個人の場合	氏名	
	住所	旧山武町地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 の 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
13	<p>まず、さんぶの森図書館がなくなるのは、非常に残念です。環境が良いことで、わざわざ遠くから来る方もいます。</p> <p>図書館の役割は、もちろん本を貸し出すことです。が、それだけではないはずです。</p> <p>文化や交流の中心、また、癒しの空間であると思います。</p> <p>とっても雰囲気の良いさんぶの森図書館。</p> <p>この先も、図書室として残してほしいです。</p> <p>規模を縮小する代わりに、お話し会やワークショップを行えるスペースがあってもいいと思います。</p> <p>移動図書館の車の維持費もけっこうかかるのでは。</p> <p>また、成東図書館は、専用駐車場がなく、行くのがついつい面倒と感じます。</p> <p>駐車場を整備して欲しいです。</p>

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している
	2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
	3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している
	4. 市内に存する学校に在学している
	5. 市に納税義務を有している
	6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している

個人の場合	氏名	
	住所	旧成東町地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
11	<p>利用者が、7～12歳と30歳以上集中しており、闊達で社会人として成長するため学習の機会が必要な20代の利用者が少ないので気になる。図書館の集約により、機能や資金を集中していくことには、大賛成ではあるが、若い世代が利用しやすい施設としてのリニューアルも考えてほしい。</p> <p>都会のほうでは、本屋や図書館だけでの運営は少なくなっている印象もあり、付加的機能を有することが増えている。例えば、若者を集めるために、喫茶スペースであったり、学習スペースであったりが併設しているので、そういう施設も検討してほしい。</p> <p>また、以前成東図書館で、調べ物をしていたこともあるが、学習スペースが少なく、また時期によっては学生が多くを占め、他の年齢層が使用しづらい空間と感じた。そういうことから、20代が使用しづらい雰囲気もあるのではないか。加えて、リモートワークをする人も増えていることを考えても、都会から離れた山武市としては、個人パソコンの使える、wifiと個人スペースの充実なども有用ではないか。</p> <p>また、運営時間が18時までだと、一般的な社会人はほとんど利用できない。時間</p>

を延長するなどして、使えるようにしてほしい。難しいのであれば、運営費を税金から一律支払うことは不公平であるため、利用者負担に変更してほしい。休日に使えばいいという意見もあるかもしれないが、現役世代が働いて収めた税金なのだから、そこへの優先度を高くすべきである。むしろ、平日昼間に閉館して、それ以外に開館してもいいのではないか。市役所職員の業務時間に合わせて、開庁時間も変更していることからも、変更は可能と考えますので、ご検討ください。

以上、とりとめもなく意見を述べさせていただきましたが、ご検討いただけ幸いです。よろしくお願い申し上げます。

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している
	2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
	3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している
	4. 市内に存する学校に在学している
	5. 市に納税義務を有している
	6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している

個人の場合	氏名	
	住所	旧成東町地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
13	<p>図書館の機能の維持について 3館が1館として統合されても、現在利用している方（特にさんぶ、松尾地区）へ不自由の無い内容で移行して頂きたいです。</p> <p>計画の中での 移動図書館・図書コーナーの場所の検討や周知 そして、提案として せっかく1館となり、市民にとってより良い図書館となるという目標があるのであれば複合施設として、市民のコミュニティの中心になるような扱いの施設として生まれ変わってほしいです。</p> <p>子育て支援（本をゆっくりと探す間の託児も含む）、高齢者支援、障害のある方の利用、サイレントブースの確保、学生（小学生から高校生まで）の居場所として、市民活動やボランティアプラットフォーム的なコーナー等、市民がその施設に行けば、何か得られる場所。</p> <p>別件で、本返却を、たとえばスーパーなどでできるようになると、さらに利用し易いと思います。</p>

読み語りのボランティアとして、図書館を利用する者として、図書館の存在はとても大きく感謝しています。近隣の方から山武市は図書館が3館もあって素晴らしいと言われていたので残念です。さんぶの森は、市外の方がわざわざ足を運んで来ていると聞き、松尾の学習コーナーは、いつも利用しているーと聞いていました。たとえ本の貸し出しをしなくても、図書館に行けば安らげると思えることが素敵な場所ではないでしょうか。

今後の新しい図書館の在り方を楽しみにしています。

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している
	2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
	3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している
	4. 市内に存する学校に在学している
	5. 市に納税義務を有している
	6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している

個人の場合	氏名	
	住所	旧蓮沼村地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
4,5	維持管理費の実績として、令和5年度の決算を示されておりますが、維持管理費77,275,349円のうち、松尾図書館は68,518,772円で約9割を占めています。この年度に、松尾図書館だけ大規模な修繕等があったとすると、他団体と単純な比較はできず、これを除いた費用を比較対象とすべきと考えます。さらに、将来のことを検討しているのであれば、現在ではなく、例えば今後10年間で見込まれる費用など複数年の維持管理費用を比較するべきと考えますがいかがでしょうか。費用面の適正規模の検証対象としても、同様に不適切ではないかと考えます。また、維持管理費に図書館システム導入費が計上されておりますが、これは設備投資であり、維持管理経費ではありません。投資と分けて考えるべきと考えますが、いかがでしょうか。
8	成東図書館は標準耐用年数が60年とされておりますが、他の図書館の耐用年数に関する説明と比較がなく、また、設備機器の耐用年数の残存期間等もないため、成東図書館の優位性を明らかにする材料としては不足していると思われます。また、仮に成東図書館以外が同じ耐用年数を有しているとした場合、成東図書館の

	減価償却が他図書館より早く終了することと、図書館の建て替え時期が早く到来することは明らかです。この費用の検討、方針を見出したうえで集約先を検討すべきではないかと考えますがいかがでしょうか。
12	(4)集約の方法において、貸出冊数が最も多い成東図書館に集約していくこととされておりますが、8 ページの下段において、山武市の各図書館では特色ある運営を実施しており、成東図書館は医療健康情報関係、さんぶの森図書館はビジネス書などの成人向け書籍、松尾図書館は郷土資料を多くそろえていると説明されております。これによれば、貸出のしやすさや借りる方の年齢、職業に偏りが生じ、貸出数に影響を及ぼしている可能性があり、単純な比較はふさわしくないと考えます。また、集約の補法として貸出冊数を採用した理由が明示されていません。なぜ来館者や収蔵能力などほかの要素を採用しなかったのか、の理由が必要だと思いますが、いかがでしょうか。
13-15	図書館機能の維持として、集約の代替サービスが例示されています。この点について、図書館の集約は 12 ページにおいて 2027 年に完了するとされていますので、この集約と同時に代替サービスを実現しなければ、行政サービスとしての不均衡が生じるのではないかと考えますが、その実現に関しての具体的な時期やロードマップをお示しいただけますでしょうか。

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している
	2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
	3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している
	4. 市内に存する学校に在学している
	5. 市に納税義務を有している
	6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している

個人の場合	氏名	
	住所	旧成東町地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
13	未就学の子供達にも本を身近に感じて欲しいから、地域に根差している図書コーナーの考えは良いと思います。 移動図書館のターゲットが高齢者等・・・と書かれており、どのくらいカバー出来るのかが気になります。 需要のある場所に本が届けば良ければよいのですが。。
18	成東や松尾図書館に行くと必ず勉強をしている人の姿があります。(※山武図書館の事情は分からないです) 図書館の機能は縮小するとしても、①防犯上安心感があり②適度な照明がある ③机と椅子が設置してある →勉強が可能な場所の提供があるといいと思います。
10	図書館開館時間について。 図書館を集約する場合のケースですと、 松尾や山武に家を構えている市民が職場帰りにて利用したい方も出てくると思い

ます。

(企業によってですが、18時までが定時の会社もあると思います。)

例えば、富里図書館の様に金曜日だけ19時まで延長開館（その代わり週末は17時クローズ）するのはいかがでしょうか。

個人的には平日ずっと延長開館してほしい所ですが、市の内情や働き方改革もあると思います。バランスよく検討をお願いします。

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名（法人その他の団体については事務所又は事業所名）、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している
	2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
	3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している
	4. 市内に存する学校に在学している
	5. 市に納税義務を有している
	6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している

個人の場合	氏名	
	住所	旧松尾町地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
12	<p>図書を成東図書館に集約するのは賛成です。しかしながら、蔵書が増えた場合に成東に保管場所があるのでましょか？</p> <p>松尾図書館は他の施設と比べて新しく駅にも近いと立地に恵まれていますが、コロナ禍以降学習スペースに1席空けて使う慣習になりつつあるため机数が少ないと感じています</p> <p>空いた図書スペースを学習スペースに切り替え、新聞や月刊誌、本の検索機能は残すべきと考えます</p> <p>移動図書館は試行期間を設けた中で必要性を検討する必要があります。</p> <p>さんぶの図書館は区画整理された住宅地域があるので、家族向けの場所として、各種イベントや歴史を学ぶ場所として維持すべきと考えます。</p>

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。

山武市立図書館規模適正化計画(案)についての意見書

意見提出者の区分 ※該当する番号に○をつけてください	1. 市内に住所を有している
	2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
	3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務している
	4. 市内に存する学校に在学している
	5. 市に納税義務を有している
	6. 1から5以外で、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有している

個人の場合	氏名	
	住所	旧蓮沼村地域
	電話番号	
	事務(業)所又は学校名 ※	
	所在地 ※	

※ 意見提出者の区分が2・3・4の場合に 記入してください。

の 場 合 の 法 人 そ の 他 の 団 体	団体名等	
	所在地	
	代表者名	
	連絡先(電話番号等)	
	担当者名	

意見記入欄

該当ページ	意見・提案等
1. 計画策定の趣旨	<p>【1. 計画策定の趣旨】に関して</p> <p>◆基調＝慎重な再検討を・・・・</p> <p>市民の知的基盤である図書館は、蔵書の充実だけでなく、地域に根ざした身近な学びの拠点として、市民の誰もが等しく利用できる環境が不可欠です。</p> <p>1館化は、アクセス性の低下を招き、移動手段を持たない高齢者や子育て世代の利用を困難にする恐れがあります。</p> <p>計画案が掲げる「機能の維持向上」は重要ですが、1館集中では、移動図書館やサテライト窓口の設置といった代替サービスだけでは、これまで各館が果たしてきた地域貢献の機能を十分に代替できません。</p> <p>各地域の特性に応じた資料の提供や、コミュニティ形成に資する交流の場としての役割が失われかねません。</p> <p>今後は、既存館の特性を活かしながら、専門性を強化する連携体制を構築し、各館が協働して全市的な機能向上を図るべきです。</p> <p>これにより、利便性の低下を防ぎつつ、各館の特色を活かした質の高いサービ</p>

スを提供することで、眞の意味での「機能の維持向上」が実現できると考えます。市民の読書機会を確保し、地域コミュニティを維持・発展させるためにも、慎重な再検討を求めます。

↓↓

◆最優先＝学習・文化活動の方向性の明示を・・・

山武市の図書館再編については、単なる施設の統合や効率化にとどまらず、市民にとっての「学びと交流の基盤」としての機能をいかに維持・向上させるかが最も重要であると考えます。

これまで3館が果たしてきた役割には、読書機会の提供にとどまらず、地域ごとの文化拠点としての機能も含まれており、これを一館化により損なうことは、市民の知的基盤を弱めかねません。

そのため再編の議論においては、利便性の低下を防ぐ工夫とともに、ICTを活用した電子図書サービスの拡充、ブックポストや移動図書館の活用、地域交流を支える学習スペースの確保など、機能をより高める視点が不可欠です。

図書館は「コスト削減の対象」ではなく「未来への投資」であるとの観点から、再編の最終方針においても、市民一人ひとりの学習・文化活動をより豊かに支える方向性を明示されることを強く要望いたします。

注1) 住所・氏名等の個人情報は、提出されたご意見等の確認に使用するためのものです。意見の提出者が特定される情報は、公表いたしません。また、その目的以外の使用はいたしません。

注2) 住所・氏名(法人その他の団体については事務所又は事業所名)、連絡先等の記入がない場合や匿名で提出された場合は、意見等として取り扱われませんのでご注意ください。